

柏崎市の遺跡XVIII

—新潟県柏崎市内遺跡第XVIII期発掘調査報告書—

2009

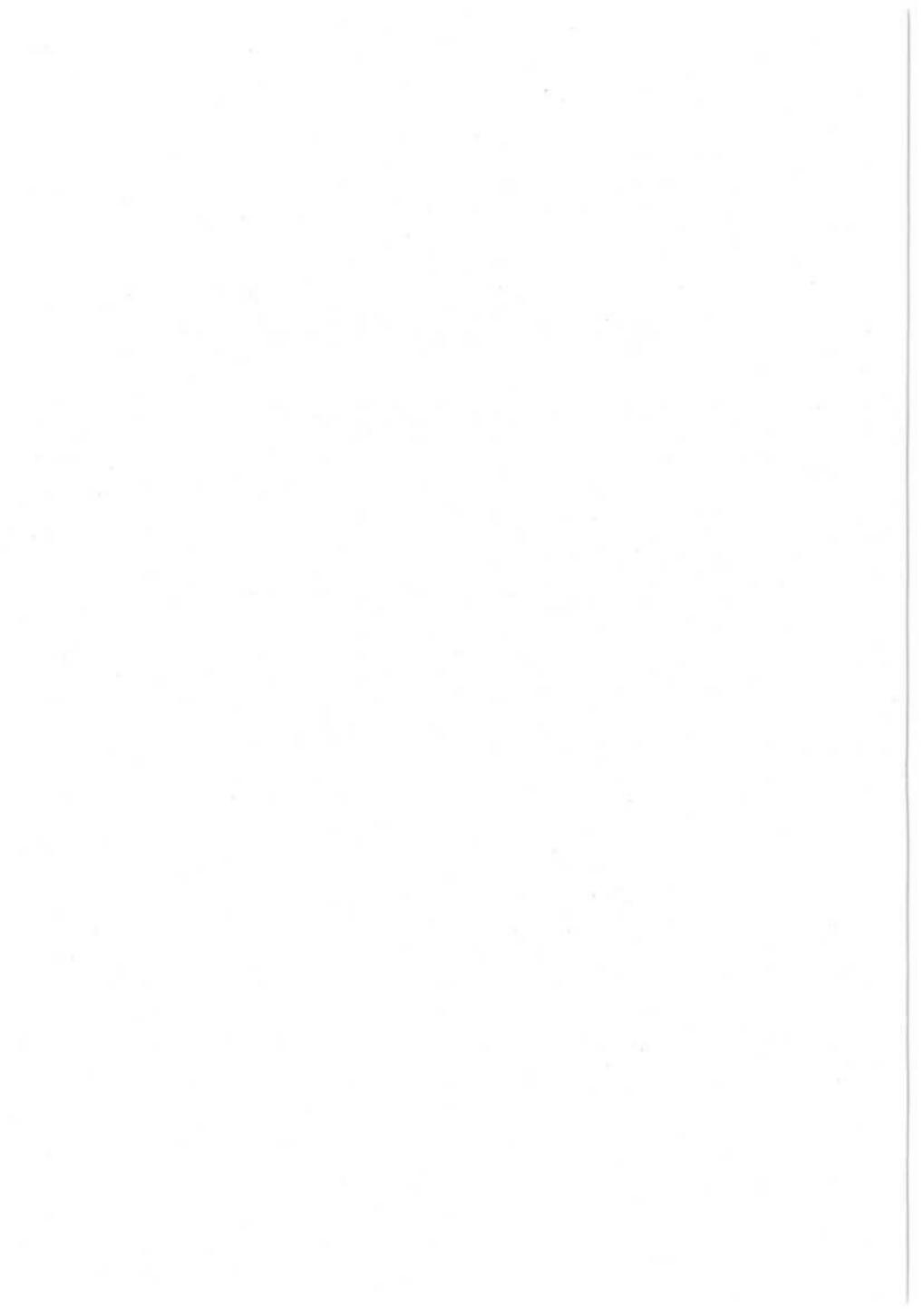
柏崎市教育委員会

柏崎市の遺跡XVIII

—新潟県柏崎市内遺跡第XVIII期発掘調査報告書—

2009

柏崎市教育委員会



序

柏崎市は、中越沖地震の発生から1年あまりが過ぎた今日、復旧から復興へと舵を切り、少しずつながら震災以前の姿を取り戻しつつあります。しかし、市街地のところどころは、取り壊された家屋のあと、空き地が目立ち、仮設住宅にはいまだ多くの方が身を寄せているのが実情です。

このたびの震災は、ライフライン関係のほか、生活の拠点である家屋、そして家財などが大きな被害を受け、様々なものが失われました。形あるものはいつしか崩れるといわれても、目の前にあった家屋が崩れ落ちる生々しいその瞬間の姿、その衝撃を忘れて去ることはできないと思います。日常的な生活まで奪う大きな被害を与えた震災は、当然ながら歴史的遺産とされる文化財にも被害を及ぼしました。文化財もまた元には戻すことが困難であることに変わりはなく、埋蔵文化財、遺跡も状況は同じで、一度失われればその時点で未来への保護も保存もなくなってしまいます。

しかし、われわれの祖先が築いてきた歴史や文化、心意気まで失うわけにはいかないでしょう。いつしか柏崎のまちが完全に復興し、私たち市民の生活が穏やかさを取り戻したとき、残された文化財の存在は、祖先の歴史の証として私たちを温かく見守り、そして私たちを勇気付けてくれる存在として実感できると思います。現在の柏崎市は、経済的な危機もあって厳しい状況下にありますが、しかし、今だからこそ、埋蔵文化財を含む文化財の保護を大切に考え、できる限り保護の手を尽くす必要があるのだと感じています。

ところで、復旧事業に関連した埋蔵文化財の調査は、今回報告する試掘1件のみとなっています。つまり、現在のところ本発掘調査に至った案件はなく、大半が工事中の立会い、あるいは慎重工事という扱いとされました。また工事中の立会いでは、遺物の回収に至った事例が1遺跡であるなど、埋蔵文化財への影響が限定的であったことがうかがわれます。このような実情は、埋蔵文化財を保護しつつ復旧事業が計画的に進められる環境にあったことを意味していますが、様々な復旧事業の関係者によるご理解とご協力の賜物でもあります。

最後になりましたが、調査に参加されました調査員や調査補助員の各位、本事業に格別なるご助力とご配慮をいただいた新潟県教育委員会、ならびに復旧事業に多忙の中、埋蔵文化財の保護にご理解とご協力いただいた事業者・事業担当者に深甚なる謝意を表する次第であります。

平成21年3月

柏崎市教育委員会

教育長 小林和徳

例　　言

1. 本報告書は、新潟県柏崎市における各種の開発事業に伴って実施した試掘調査・確認調査等の記録である。
2. 本事業は、柏崎市教育委員会が主体となり、国・県の補助金を得て平成3年度から実施している「柏崎市内遺跡発掘調査等事業」である。平成20年度は第18次となる第XVII期調査であることから、本報告書は「柏崎市の遺跡XVII」とした。
3. 第XVII期調査では、1遺跡・1地点に対し、計2件の試掘調査・確認調査を実施した。本報告書では、この2件の調査報告を所収する。
4. 各調査の現場作業は、教育総務課職員および柏崎市遺跡考古館のスタッフを調査員として実施した。整理・報告書作成作業は、柏崎市遺跡考古館（柏崎市小倉町）において、職員（学芸員）を中心に同館のスタッフで行った。
5. 調査によって出土した遺物の注記は、各遺跡等の略称の他、試掘坑名、層序等を併記した。
6. 本事業で出土した遺物並びに調査や整理作業の過程で作成した図面・記録類は、すべて一括して柏崎市教育委員会（柏崎市遺跡考古館）が保管・管理している。
7. 本報告書の執筆は、下記のとおりの分担執筆とし、編集は伊藤が行った。

第I章（除：石横執筆分）…………… 伊藤啓雄
第I章第1節第1項第c目「遺物の概要」…………… 石橋夏樹
第II章…………… 平吹 靖
第III章…………… 中野 純
第IV章…………… 品田高志

8. 本書掲載の図面類の方針は全て真北である。磁北は真北から西偏約7度である。
9. 発掘調査から本書作成に至るまで、それぞれの事業主体者および関係者等から様々なご協力とご理解を賜った。記して厚く御礼を申し上げる次第である。

石川智紀・大野博子・中島義人・三井田忠明・吉浦啓子 (50音順・敬称略)
新潟県総務管理部管財課・新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課・同地域整備部災害復旧課・新潟県教育庁文化行政課・新潟県立柏崎総合高等学校・財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団・柏崎市都市整備部維持管理課・柏崎市ガス水道局災害復旧室・同下水道課 (順不同・敬称略)

調　　査　　体　　制

調査主体 柏崎市教育委員会 教育長 小林和徳（担当：教育総務課 遺跡考古館）

總　　括	遠山和博	(課長)
監理・庶務	末崎 章	(埋蔵文化財係長)
調査指導	品田高志	(埋蔵文化財係主任・学芸員)
調査担当	中野 純	(埋蔵文化財係主査・学芸員)
調査員	平吹 靖 二ノ宮吉栄	(埋蔵文化財係主査・学芸員) (埋蔵文化財係工務員)
	石橋夏樹・荒木友里・室星尚史	(埋蔵文化財係準職員)
調査補助員	小林 薫・月橋香奈子	(柏崎市遺跡考古館 順不同)
整理業務	伊藤啓雄	(埋蔵文化財係主査・学芸員)
	徳間香代子・青山道子・阪田友子	(埋蔵文化財係臨時職員)
	片山和子・萩野しげ子	(柏崎市遺跡考古館 順不同)

目 次

I 序 説	1
1 新潟県中越沖地震と埋蔵文化財	
一復旧事業への対応と破損遺物の修復一	1
2 平成20年度発掘調査事業の概要と試掘調査・確認調査	8
II 剣野A遺跡（第2次）	11
1 調査に至る経緯	11
2 確認調査	12
3 調査のまとめ	18
III 椎谷・八方口地点	19
1 調査に至る経緯	19
2 試掘調査	20
3 調査のまとめ	22
IV 総 括	23
〈引用・参考文献〉	24
〈報告書抄録〉	卷末

挿 図 目 次

第1図 野崎遺跡と新潟県中越沖地震県道灾害復旧工事	5
第2図 野崎遺跡B地区における調査概要図	5
第3図 野崎遺跡B-3地点土層柱状模式図	5
第4図 野崎遺跡B地区出土遺物・C地区採集遺物	6
第5図 第Ⅰ回発掘調査等対象遺跡位置図	9
第6図 平成20年度柏崎市の発掘調査（現場作業）工程図	9
第7図 剑野A遺跡第2次確認調査区位置図	12
第8図 剑野A遺跡図（木地正吉氏作図）	13
第9図 剑野A遺跡第2次確認調査トレンチ配置図	14
第10図 剑野A遺跡第2次確認調査基本層序柱状模式図 A・C地区	16
第11図 剑野A遺跡第2次確認調査基本層序柱状模式図 B・D地区	17
第12図 椎谷・八方口地点試掘調査試掘坑配置図	21
第13図 椎谷・八方口地点試掘調査基本層序柱状模式図	22

挿 表 目 次

第1表 新潟県中越沖地震復旧事業に係る工事立会一覧表	3
----------------------------------	---

図版目次

- 図版1 野崎遺跡1
a. 調査対象区域（B地区）近景 b. 盛土の状況（B-1地点付近）
c. B-1地点 d. B-2地点 e. B-3地点（一部深堀り）
- 図版2 野崎遺跡2
a. B-3地点土層断面 b. 出土遺物
- 図版3 刑野A遺跡（第2次）1
a. A地区近景 b. A-1トレンチ完掘 c. A-1トレンチ層序
d. A-2トレンチ完掘 e. A-2トレンチ層序
- 図版4 刑野A遺跡（第2次）2
a. A-3トレンチ完掘 b. A-3トレンチ層序 c. A-4トレンチ完掘
d. A-4トレンチ層序 e. A-5トレンチ完掘 f. A-5トレンチ層序
g. A-6トレンチ完掘 h. A-6トレンチ層序
- 図版5 刑野A遺跡（第2次）3
a. A-7トレンチ完掘 b. A-7トレンチ層序 c. A-8トレンチ完掘
d. A-8トレンチ層序 e. A-9トレンチ完掘 f. A-9トレンチ層序
g. A-10トレンチ完掘 h. A-10トレンチ層序
- 図版6 刑野A遺跡（第2次）4
a. B地区近景 b. B-1トレンチ完掘 c. B-1トレンチ層序
d. B-2トレンチ完掘 e. B-2トレンチ層序
- 図版7 刑野A遺跡（第2次）5
a. B-3トレンチ完掘 b. B-3トレンチ層序 c. B-4トレンチ完掘
d. B-4トレンチ層序 e. B-5トレンチ完掘 f. B-5トレンチ層序
g. B-6トレンチ完掘 h. B-6トレンチ層序
- 図版8 刑野A遺跡（第2次）6
a. B-7トレンチ完掘 b. B-7トレンチ層序 c. B-8トレンチ完掘
d. B-8トレンチ層序 e. B-9トレンチ完掘 f. B-9トレンチ層序
g. B-10トレンチ完掘 h. B-10トレンチ層序
- 図版9 刑野A遺跡（第2次）7
a. B-11トレンチ完掘 b. B-11トレンチ層序 c. B-12トレンチ完掘
d. B-12トレンチ層序 e. B-13トレンチ完掘 f. B-13トレンチ層序
g. B-14トレンチ完掘 h. B-14トレンチ層序
- 図版10 刑野A遺跡（第2次）8
a. B-15トレンチ完掘 b. B-15トレンチ層序 c. B-16トレンチ完掘
d. B-16トレンチ層序 e. C地区近景
- 図版11 刑野A遺跡（第2次）9
a. C-1トレンチ完掘 b. C-1トレンチ層序 c. C-2トレンチ完掘
d. C-2トレンチ層序 e. C-3トレンチ完掘 f. C-3トレンチ層序
g. C-4トレンチ完掘 h. C-4トレンチ層序
- 図版12 刑野A遺跡（第2次）10
a. C-5トレンチ完掘 b. C-5トレンチ層序 c. C-6トレンチ完掘
d. C-6トレンチ層序 e. D-1トレンチ層序 f. D-2トレンチ層序
g. 調査風景 h. 調査風景
- 図版13 椎谷・八方口地点1
a. 調査区遠景 b. 調査区近景
- 図版14 椎谷・八方口地点2
a. 作業風景 b. TP-1全景 c. TP-1全景 d. TP-1層序
e. TP-2全景
- 図版15 椎谷・八方口地点3
a. TP-2全景 b. TP-2層序 c. TP-3全景 d. TP-3全景
e. TP-3層序 f. TP-4全景 g. TP-4全景 h. TP-4層序
- 図版16 椎谷・八方口地点4
a. TP-5全景 b. TP-5全景 c. TP-5層序 d. 作業風景
e. 椎谷地区（調査地点より）

I 序 説

1 新潟県中越沖地震と埋蔵文化財 －復旧事業への対応と破損遺物の修復－

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震は、震度6強が観測された柏崎市を中心とした地域に多大な影響を及ぼした。『柏崎市の遺跡ⅩⅧ』では平成19年度における埋蔵文化財関係の状況が述べられているが〔柏崎市教委2008〕、平成20年度は災害復旧・復興事業（以下、「復旧事業」と略）への対応や破損した遺物の修復作業を本格的に進めてきたので、その概要をまとめておきたい。

1) 新潟県中越沖地震復旧事業への対応

地震発生直後からライフラインを中心とした復旧事業が緊急着手された。公共事業だけでも数千件に及んでおり、多くの遺跡範囲内においても施工されている。柏崎市教育委員会（以下、「市教委」と略）は、新潟県教育委員会（以下、「県教委」と略）教育長からの通知や担当課との協議に基づき、復旧事業に係る埋蔵文化財の取扱いを検討し、対応してきたところである¹⁾。

a. 復旧事業に係る埋蔵文化財の取扱い

復旧事業については、原則として県教委からの通知や関係機関との協議の結果に基づいて取扱いを検討してきた。まず、これらの通知や協議の内容をまとめておきたい。

7月通知 平成19年7月26日付け教文第489号で県教委教育長から「平成19年新潟県中越沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取り扱いについて」（以後、「7月通知」と仮称）が通知された。7月通知では、「被災地域のおかれた状況に鑑み、ライフラインの確保など早急な復旧事業が急務」とされ、「復旧に伴う応急措置や各種工事と埋蔵文化財保護の整合を図り、円滑な復旧を進めるために、文化財保護法第93条・第94条の規定による周知の遺跡における土木工事の届出・通知、第96条・第97条の規定による遺跡の発見に関する届出・通知を要しない」とこととなった。対象となる事業とは、ライフラインの復旧・仮設住宅の建設・被災した建物等の撤去または整地、その他の緊急を要する復旧工事で、平成19年11月末日までに着工するものである。そして、「通知文解説」によれば、文化財保護法第93条・第94条の届出・通知は、土木工事終了後に遅滞なく提出する必要がある。

11月通知 同年12月1日以降に着工する復旧事業については、11月30日付け教文第1014号で県教委教育長から「新潟県中越沖地震の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する基本方針について」（以下、「11月通知」と仮称）が通知された。12月1日以降の工事は、原則的に通常どおりの取扱いとなるが、「記録保存のための発掘調査は、工事による掘削が遺構を損壊する場合に限って行うこととし、恒久的工作物（道路・堤体等）の構築であっても、盛土又は掘削が遺構面に達しない工法をとること等により埋蔵文化財に影響が及ばないと判断される場合は発掘調査を要しない」とこととされた。そして、この方針は「平成22年11月30日までに着工した復旧・復興事業に適用するものとする。なお、被災地における復旧・復興事業以外の事業については、通常の取扱いを適用する」とされた。さらに、復旧・復興事業の早期把握、県教委との連絡調整、施工履歴の把握が留意事項として市教委に求められた。

県教委との協議 平成19年7月30日、県教委からは、復旧事業に関する情報収集のほか、市街地再開発といった大事業などには本格的な対応が必要となるため、十分注意して対応することが求められた。その他にも、被災した個人住宅の再建・改築工事に関する埋蔵文化財包蔵地の所在確認依頼が多くなった。特に遺跡範囲が広大な藤井地区や遺跡が密集する吉井地区では、多くの事案が発生する可能性が生じてきた。埋蔵文化財に影響するのは、掘削を伴う基礎工事である。内容は、柱状土壤改良工法とその上に構築されるベタ基礎工法が用いられることが大半である。柱状土壤改良工法の取扱いは工事立会となるが、ベタ基礎工法は面積が広いため、掘削が遺跡へ及ぶ場合は発掘調査が必要となる場合がある¹¹⁾。

平成20年1月11日、これらの事案について、対応の統一化や手続きの円滑化を図るため、県教委と協議した。沖積地等でベタ基礎工法を伴う一般的な案件については、掘削規模を詳細に把握し、可能な場合には過去の調査データと比較するなど、個別に吟味を行う。そして、原則としては工事立会で対応とし、データを収集しながら遺跡の状況を把握する。さらに、そのデータは隣接地等への対応など、今後の参考とする。ただし、台地上の遺跡の場合は、影響が大きいと考えられるため、個別に判断するものとする。

市指定文化財に関する協議 復旧事業の中には、指定文化財である遺跡（史跡）における工事もみられた。市史跡では市文化財保護条例に係る現状変更許可申請が必要な事案があり、今後も発生すると見込まれる。特に、個人住宅関係などは、手続きが煩雑となり、住民の負担が大きくなると考えられた。

そこで、指定文化財を担当する市総合企画部文化振興課と協議し、平成20年4月1日付けで文化振興課長が「新潟県中越沖地震の復旧・復興事業に伴う柏崎市指定文化財に関する現状変更の取扱いについて」の内規を定めた。この内規では、復旧事業に伴い、周知の埋蔵文化財包蔵地で市史跡の現状を変更する場合は、次のように取扱うこととされた。1 遺物包含層や遺構などへ掘削が及ばない工事等については、届出を不要とする。2 被災した個人住宅の解体および新築については、周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱いが工事立会もしくは慎重工事と見込まれる場合、届出を省略することができる。3 文化振興課と教育総務課（遺跡考古館）は、必要に応じて綿密な連絡・調整を行い、取扱いについて検討する。以後、該当する事案には、この内規を適用させていった。

b. 復旧事業の概要と事業への対応

当市教委では、前述のような通知・協議に基づいて復旧事業に対応してきた。平成20年2月25日付け教文第1295号で新潟県教育庁文化行政課長から「新潟県中越沖地震復旧・復興工事状況調査について」が通知されている。当市教委では、5月26日現在で76遺跡118件の対応を回答している（うち27遺跡は被害なし）。これらのうち、工事立会を実施した事業については、第1表にまとめた。以下、個別の工事立会を表記する場合は、便宜的に同表中の番号を用い、「立会1」のように仮称する。

県事業 平成19年10月25日付け教文第823号で新潟県教育庁文化行政課長から「平成20年度国・県関係機関等土木工事等状況調査および新潟県中越沖地震復旧・復興工事状況調査について」が通知された。通知には新潟県柏崎地域振興局（担当：地域整備部災害復旧課ほか）を事業主体とする164件の復旧事業も記載されていた。市教委では、事業主体者への問い合わせや図面などの関係資料を求め、復旧事業の施工地を検討したところ、埋蔵文化財に係る対応が必要な工事は、16件とみられた。事業主体者との具体的な協議は、12月頃から行われていった。

16件のうち、隣接地・推定地など、周知の遺跡範囲外での施工となった8件は文化財保護法に係る手続きは不要となるが、他の8件は同法第94条の通知を提出してもらうこととなった¹²⁾。市教委は、これらの通知に対し、掘削が路盤層や既存の掘削範囲内ののみとなる場合は慎重工事、新規掘削を伴う場合は工事立

番号	遺跡番号	遺跡名	事業番号	事業名	事業地	事業主体	工事立会期間(年)の記載がない場合は平成20年)	備考
1	1	大湊遺跡	19災道第083号線 一般国道352号線 道路災害復旧工事	大湊	新潟縣 柏崎地 域振興局	1月31日・2月1日		隣接地
2	19	岩野遺跡	19災道第103号線 一般国道荒浜川中田線 道路災害復旧工事	上合	新潟縣 柏崎地 域振興局	4月15日		隣接地
3	789	野崎遺跡	19災道第113号線 一般国道長岡丸井線 道路復旧工事	西山町 五日市	新潟縣 柏崎地 域振興局	2月13日・15日・19日		市史跡／ 遺物出土
4	697	柏崎町遺跡	19災道第963号線 国道352号線 南魚沼西本町一安政町 道路災害復旧工事	西本町	新潟縣 柏崎地 域振興局	4月9日・17日・22日・30日・5月8日・15日・ 6月18日・19日・23日・26日・30日・7月1日		
5	366	移ノ木田B遺跡	19災道第970号線 主要地方道湯渡吉川線 道路災害復旧工事	曾地	新潟縣 柏崎地 域振興局	10月23日		
6	697	柏崎町遺跡	19災道第972号線 一般国道東郷町停車場線 道路災害復旧工事	東本町	新潟縣 柏崎地 域振興局	4月23日		
7	(西本町地区) 第974号	19災道第974号線 岩見沢里部柏崎線 道路災害復旧工事	西本町	新潟縣 柏崎地 域振興局	3月3日・6日・11日・18日・4月7日・22日		推定地	
8	40	開運橋遺跡	19災道第401号線 2階河川舗田川筋 河川災害復旧工事	橋場町	新潟縣 柏崎地 域振興局	3月18日		
9	790	坂田遺跡	19災道第926号線 2階河川坂田川筋 河川災害復旧工事	西山町 坂田	新潟縣 柏崎地 域振興局	4月7日・8日・16日・22日・5月9日・19日・ 22日・6月6日・11日・平成21年2月12日		市史跡
10	788	二位殿遺跡	19災道第930号線 2階河川二位殿川筋 河川災害復旧工事	西山町 汛志	新潟縣 柏崎地 域振興局	4月8日・16日・22日		市史跡・ 隣接地
11	787	砂田遺跡	19災道第10号線 砂田C配水池水道専用道路復旧工事	砂田町 山原	柏崎市	8月25日・26日		市史跡
12	721	千古作遺跡	19災道第23号線 公下炎	野野地川幹線・枝継災害復旧工事	劍野町	柏崎市	6月4日・5日・9日・10日	
13	59	藤井城跡	個人住宅建設	藤井	個人	3月10日・3月13日		
14	59	藤井城跡	個人住宅建設	藤井	個人	3月21日・24日・31日		
15	59	藤井城跡	個人住宅建設	藤井	個人	7月7日・9日		
16	344	吉井水上I遺跡	個人住宅建設	吉井	個人	5月28日・7月10日・11日・16日		
17	789	野崎遺跡	個人住宅建設	西山町 五日市	個人	8月29日・30日		市史跡／ 遺物採集

第1表 新潟県中越沖地震復旧事業に係る工事立会一覧表(平成21年3月31日現在)

会とする意見を付している。その結果、6件の事業について工事立会の実施を県教委から通知された。隣接地・推定地についても事業主体との協議で工事立会とした事業が4件あるので、県の復旧事業に関しては、計10件の工事立会を実施することとなった。なお、16件のうち、5件が市史跡に該当したが、市文化振興課の内規に従い、手続きが必要となったのは1件(立会3)のみとなった。

なお、工事立会を実施した事業のうち、立会3では遺物の出土があった(後述)。しかし、それ以外の事業では、新規掘削は一部に限られていたため、遺跡への影響がほとんどないことが確認された。

市事業 当市においてもライフライン関係を中心とした復旧事業が多く行われている。これまでに市教委と協議が行われたガス・水道および下水道の復旧事業への対応について、概要を述べる。

ガス・水道の復旧事業は、地震当日の7月16日から開始され、8月上旬までに終了しているので、これらは7月通知の対象となる。工事における平均的な掘削範囲は幅1m×延長2m=2m²で、約4,100件の工事が実施された。原則として新規用地の掘削はないため、遺跡への影響はなかったと考えられる。平成20年3月、市教委は事業主体者(担当:柏崎市ガス水道局災害復旧室)から施工位置の情報提供を受け、周知の遺跡との位置関係を確認したところ、34件の工事が22遺跡の範囲に該当したことがわかった。5月に事業主体者から文化財保護法第94条の通知が提出されたが、県教委との協議により、34件が一括して通知されることとなった。その他、11月通知の対象となる2件の事業についても対応している。うち1件は工事立会となったが、結果的に遺跡への影響はみられなかった(立会11)。なお、7月通知の対象となった34件も含め、市史跡における工事もあったが、市文化振興課の内規によって手続きが必要となつたのは、立会11の事業のみとなつた。

下水道は、平成20年度に約100件の復旧事業を行っている。市教委が4月に事業主体者(担当:柏崎市ガス水道局下水道課)から説明を受けたところ、27遺跡で22件の施工が確認された。事業主体者からは31

件の通知が提出されたが、うち30件は既存の掘削範囲内での施工であるため、取扱いは慎重工事となった。他の1件は、一部に移設区間があり、現道において延長約38m、幅1m、深度1.5~2.3mが新規掘削された。この区間については、6月に市教委が工事立会を実施している（立会12）。遺構や遺物、遺物包含層などは検出されなかった⁴⁾。

民間事業 民間による復旧事業としては、個人住宅の解体・撤去や再建・改築工事、電話線地下埋設物復旧工事などがある。

民間による開発行為については、市教委へ埋蔵文化財包蔵地の所在確認を依頼されることが多くなっている。開発行為の種類別に依頼件数をみると、平成18年度（計34件）は個人住宅16件／集合住宅1件／携帯電話関連施設7件／その他10件、19年度（計110件）は個人住宅73件／集合住宅3件／携帯電話関連施設30件／その他4件、20年度（～12月26日 計42件）は、個人住宅22件／集合住宅4件／携帯電話関連施設12件／その他4件である。18年度および20年度は個人住宅関連が全体の5割前後であるが、19年度は6割以上を占めており、件数も突出している。中越沖地震以降（平成19年7月16日～20年12月）における個人住宅関連の依頼は91件であり、ほとんどが被災住宅の再建等と目される。市教委は、このうち13件について、文化財保護法第93条の届出が必要である旨を依頼者へ回答している。平成20年12月現在、同届出が提出されているのは5件である。工事内容を確認した上で、11月通知や県教委との協議から、いずれも工事立会での対応となった（立会13～17）。また、市史跡に該当する事案もあるが、内規によって手続きは省略された。

電話線地下埋設物復旧工事は、被災した電話線（地下埋設）の修復である。東日本電信電話株式会社を事業主体とし、市内では100ヶ所以上の地点で掘削を伴う工事が実施されている。施工位置を確認したところ⁵⁾、周知の遺跡範囲内になっているのは、東本町地区（柏崎町遺跡）の1件のみであった。平成19年11月に着手されているため、7月通知の対象となる。しかし、施工中に協議を実施できることから、平成20年7月に事業主体者から文化財保護法第93条の届出が提出された。新規用地の掘削がないため、取扱いは慎重工事での対応となった。

c. 発見された遺物 一野崎遺跡一

工事立会を実施した復旧事業は、そのほとんどが遺跡への影響がみられない工事であることが確認された。ただし、遺構は検出されなかったものの、遺物が発見された工事が2件あった。それは立会3と立会17で、いずれも野崎遺跡（柏崎市西山町五日市地内）である。野崎遺跡は、五日市大池をコの字状に囲む中位段丘上に立地している。比較的大きな中核的集落があったと考えられており、縄文中期・同後晩期・弥生後期終末など、多時期の遺物が採集されている【品田1987】。

なお、野崎遺跡は、旧西山町の町道改良工事に係り、一部（420m²）が平成5年度に旧西山町教育委員会によって発掘調査されている【西山町教委1994】。ここでは、その調査区をA地区、立会3・立会17で調査した区域をそれぞれB地区・C地区と仮称する。

発見の状況 立会3で対象となったのは、施工区域中央部の西側斜面におけるブロック積工の範囲（B地区）である。斜面上段の宅地が被害を受け、すでに撤去されていることから、地盤を改良してブロックを積むこととなった。延長67m、幅4～5m、深度4～5mの掘削が予定されている。工事立会は、平成20年2月13日・15日・19日に実施した。調査員は2名あるいは3名での対応となった。

13日、工事は南半のブロック撤去が終了して北半に取り掛かっており、南半は地盤改良のための掘削が可能な状態になっていた。法面で土層を観察すると、この部分には厚い盛土層があり、その下に地山土層



第1図 野崎道遺跡と新潟県中越沖地震地震災害復旧工事

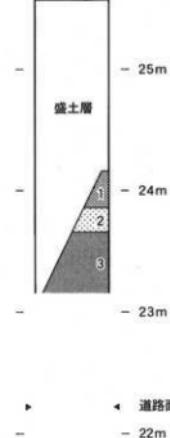


第2図 野崎遺跡B地区における調査概要図

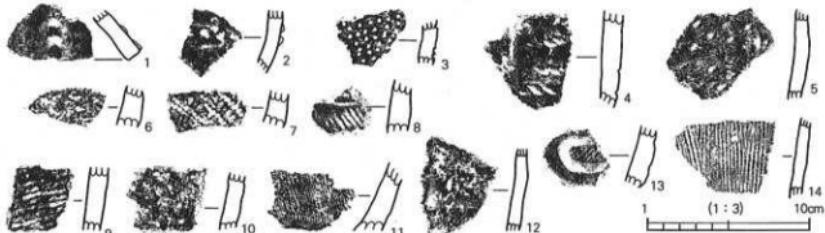
がみられた（図版1-b）。これをもとに、まず南半の盛土層（道路面から約1.5mの高さまで）を剥いでもらうこととした。なお、法面で観察されたのは、上層：盛土層（地山土ブロックが多く混入する暗褐色粘質土層）、下層：地山土層（黄褐色粘土層）であり、旧表土層などは確認されなかった。そのため、盛土の下はある程度の掘削がなされており、すでに原形をとどめていないと予想された。

15日、南半が地山土のやや上の面まで掘り下げられていることを確認し、南端から13m付近にB-1地点を設定した。約1.5m四方を試掘的に少しづつ掘り下げてみたところ、深度0.3mほど（道路面から約1.2mの高さ）で黄褐色を呈する地山土層の上面となった。褐色の落ち込みが複数みられたので、遺構の可能性を考慮して精査したところ、盛土からの落ち込みであったため、擾乱と判断できた（図版1-c）。遺物も出土していない。掘削範囲の延長は67mであるため、あと2ヶ所ほど確認してみることとした。

19日、北半についても道路面から高さ約2.2mの面まで盛土が除去されたので、南端から25m付近にB-2地点、48m付近にB-3地点を設定して同様の作業を試みた。B-2地点ではB-1地点と同じ状況がみられた（図版1-d）。B-3地点では、道路面から1.7~1.8mの高さで、盛土層に覆われた状態の第1層：褐色土層（層厚10cm）がみられた。その下には第2層：明褐色土層（層厚20cm）があり、さらにその下に第3層：黒褐色土層が堆積していた（図版2-a）。第3層は締まりがあり、部分的に掘り下げてみたが、層厚約50cmに至ってもまだ深く続いている（図版1-e）。



第3図 野崎遺跡B-3地点
土層柱状換式図 (S = 1:40)
基標高は目安の数字



第4図 野崎遺跡B地区出土遺物・C地区採集遺物

—e)。第3層からは、縄文土器の破片が27点（第4図・図版2-b）出土した。

当初、工事は路面付近まで掘削して地盤改良をする計画であった。しかし、予想よりも安定した地盤であることがわかったため、工事での掘削は今回の盛土を除去した面までとする計画に変更されることになった。したがって、遺跡は保護されることとなり、立会も不要となった。

立会17で対象となった施工地（C地区）は、北北西—南南東の沢状地形にあり、宅地として3段に削平されている。工事は、上・中段の被災家屋を撤去し、下段に家屋を新築する。下段では遺跡の痕跡がみられなかったが、上段の家屋が撤去された部分から、縄文土器の破片が1点（第4図14）採集された。

遺物の概要 遺物は、立会3のB-3地点第3層から出土した26点、立会17のC地区から採集された1点の計27点が発見されている。全て縄文土器で、14点を図化したが（B地区：第4図1～13 C地区：同図14）、その他についても写真を掲載した（図版2-b）。1が蓋の口縁部である以外は、いずれも浅鉢・深鉢の胴部である。口縁や器形の復元が出来るものは残念ながら得られなかった。

1の地文は無文で、縁から頂部にかけて貼瘤文が施される。2は横位に粘土を貼り付け、その隆帯に刺突が施されている。3は棒状工具の先端を垂直に押し付けることによって施文されている。4～6は爪形文、7～11は縄文がみられるものである。8は横位に沈線が引かれ、その下位に縄文が施される。9は僅かに縄文が施された痕跡が残る。11は底部からの立ち上がりの部位にあたると思われ、斜行縄文が施される。12は器面が荒れているため、観察が困難である。13は磨消縄文である。14は縦位に条線文が施されている。これは櫛状の工具などによって描出されたと思われ、小破片ながら施文単位がうかがえる。また、1～13に比べ、精製された胎土で、堅密な焼成である。

1～6は後期初頭の三十稻場式に比定される。7～11は縄文を施したものであるが、あまり文様に特徴が無いため、時期を求めるのが困難である。13は唯一中期に遡る可能性がある資料である。また、14は時期の特定が難しいが、A地点の発掘調査で得られている時期幅を参考にすれば〔西山町教委1994〕、文様や胎土などの観察から、晩期に位置づけることが可能かと思われる。また、出土土器の中で後期初頭の土器が主体を占めていることは、やはりA地区の発掘調査で得られた時期幅と重なるものである。

小結 A地区では、「下位の遺物包含層」から三十稻場式主体、「上位の遺物包含層」から縄文中期中葉～後葉・晩期前葉～中葉の土器が出土している〔西山町教委1994〕。このことから、B-3地点第3層の形成時期は、「下部の遺物包含層」併行と考えられる。B地区は東側に傾斜する斜面である。西側の平坦面に展開した集落の廃棄場がB地区にも存在したとみられる。立会3では、大半が掘削を受けているものの、北側約20mの範囲では遺存した状態であることがわかった。C地区的遺物も「上部の遺物包含層」の時期における遺跡の展開を示唆する資料といえよう。

2) 新潟県中越沖地震による破損遺物の修復

柏崎市内では、おもに柏崎市遺跡考古館・同館西山整理室・柏崎市立博物館（以下、それぞれ「考古館」・「西山整理室」・「博物館」と略）で多くの遺物が保管あるいは展示されている。

遺物の被害状況 考古館では、展示室でガラスケース1台が転倒、収蔵展示室で棚からの転落などで約90点の遺物に大小の破損がみられた。そのうち、縄文土器（深鉢）の完形復元品など約50個体の被害が大きかった。また、2ヶ所の収蔵庫で積み重ねていた整理箱約40箱が崩れ、分類して保管していた土器小片などが混在した。西山整理室では、建物自体が全壊と判定されるほど大きな被害を受けた。積み重ねていた整理箱約60箱が崩れ、収容していた出土遺物が破損し、破片が散乱する。約70点に被害が認められるが、縄文土器（深鉢）の関係復元品を中心に約20個体の被害が大きい。また、整理作業中の遺物が散乱する。博物館では、人文展示室・収蔵展示室の棚に展示中の遺物が転倒して破損する⁴⁾。関係復元品など約20個体の被害が大きい。また、ガラスケース内で展示していた上輕井川経塚出土の経筒2点が転倒して破損した。収蔵庫でも整理箱2箱が棚から落下して遺物（破片）が散乱する。そのほか、柏崎市立図書館・西山ふるさと公苑などでも遺物を収蔵・展示しているが、大きな被害は確認されなかった。

集約すると、破損がみられたのは、200点近い土器・陶磁器・金属製品である。うち半数が完形に復元されていた土器で、器高20cm以上のものが多い。これらの修復作業と整理箱の落下によって散乱した遺物の再整理作業が課題となった。

遺物の修復と対策 平成20年度は、国・県からの補助金を得て、これらの作業にあたった。当初は修復の大半を業者へ委託する計画であった。しかし、修復する遺物を精査し、市教委の業務スケジュールを再検討した上で、直営による修復作業を多くしたところ、費用の圧縮を図ることが可能となり、経筒・刀子・陶磁器（中世の青磁・白磁）・王冠型土器といった修復の難易度が高い遺物を専門の業者へ業務委託することができた。直営・委託とも修復作業や再整理作業は、年度内にすべて終了した。

さらに、今後の地震災害による再発を考慮し、考古館の展示室・収蔵展示室では、ガラスケースの転倒や遺物の落下の防止策を講じた。なお、同館では約40箱の整理箱が崩れたが、これは館全体の2%に満たない。整理箱は、大半が車輪付きの板（台車）に積載されていたために、地震の揺れで数m移動したものもあったが、崩れることはなかったと考えられる。日常の移動もそうであるが、復旧も容易であり、設備が十分でない施設では有効な収蔵方法と思われる。

3) まとめ

大規模な災害が発生した場合、ライフラインの復旧などが急務となるため、文化財の保護を目的とした規制は、ある程度緩和された内容となる。しかし、11月通知では「埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の履歴を把握することは、今後の円滑な保護に資する重要な基礎資料となることから、市町村教育委員会は着工済みの工事についても各種情報を可能な限り収集するよう努めること」が求められている。

市教委では、引き続き復旧事業に関する情報収集や担当部門との協議などを行っているが、公共事業・民間事業を問わず、各担当者からは激務の中で埋蔵文化財についても対応していただいている。また、本節で述べてきた以外にも、被災した建物からの遺物の一時保管や石造物類の被害確認などをやってきたが、復旧作業を最優先とする状況で、関係者からは多くのご理解をいただいた。このような文化財保護への協力に応じるためにも、行政の役割は大きいと感じている。

2 平成20年度発掘調査事業の概要と試掘調査・確認調査地区

1) 発掘調査事業の概要

平成20年度に実施した柏崎市内における発掘調査事業は、本発掘調査のほかに試掘調査・確認調査および工事立会による調査がある。また、埋蔵文化財の活用業務も行っている。

本発掘調査（開発事業関連） 現場業務は、2事業に伴う3遺跡の調査となった。いずれも市教委の直営で実施した。その内容は、市道改良事業に係る坂田遺跡（西山町坂田）、ほ場整備事業に係る南条遺跡群（亀ノ倉遺跡・馬場天神腰遺跡／南条）である。それぞれの調査面積は1,000m²に満たず、調査期間も2ヶ月ほどであった。現場業務の比重が例年よりも小さかったが、剣野B遺跡・軽井川南遺跡群・宝童寺遺跡群・坂田遺跡群などを中心に、整理業務も進めていく必要があった。

このほか、県教委（担当：財團法人新潟県埋蔵文化財調査事業団）により、国道8号バイパス事業に係る千古作遺跡・香積寺沢遺跡・剣野沢遺跡の発掘調査が実施されている。

試掘調査・確認調査（市内遺跡発掘調査等事業） 本書で報告する試掘調査・確認調査は、国・県の補助金を得て実施している。その内容は、各種開発事業区域内における遺跡の有無や、取扱い協議および本発掘調査の計画策定や費用積算などに必要なデータを把握することをおもな目的とする。20年度は、県有地売却計画に係る剣野A遺跡の確認調査、一般国道建設工事に係る椎谷・八方口地点の試掘調査の2件を実施した。

工事立会 平成20年度は15件の工事立会を実施した。その内容は、ほ場整備事業に係る城ノ腰遺跡（南条遺跡群）、県単歩道整備事業に係る坂田遺跡、携帯電話関連施設建設事業に係る椎谷地区・川内遺跡、そして新潟県中越沖地震復旧事業に関する12件である。新潟県中越沖地震復旧事業関連については、19年度に終了した5件も含め、本章第1節を参照されたい。

埋蔵文化財の活用 市教委では、開発事業に係る調査業務のほかにも埋蔵文化財を活用した住民へ普及啓発も行っている。8月4日、上条地区コミュニティ振興協議会と市教委が連携し、上条城跡の一部を小学生・中学生を含む地区民が作業の主体を担って発掘調査した。その内容は、耕作の不要物として集積されたマウンドから遺物を回収するものである。発掘調査とはいえ、本来の遺跡へは影響が生じないという利点がある。今後も活用策のひとつとして検討していきたい。

また、各種の講座などにも対応している。まず、市教委が事務局の「かしわざき市民大学講座」では、「柏崎・刈羽の城をめぐるーいくさとくらしー」を題した計6回の講座・現地見学が企画され、うち5回を担当した（10月3日～11月9日 参加者延べ196名）。ほかに、「にいがた狼煙プロジェクト2008 上条城秋の陣」で前述遺物の解説（10月25日 参加者約120名）、同好会によるふれあい講座「遺跡が語る柏崎の歴史」（11月13日 参加者15名）、地区による生涯青春俱楽部総会講演「遺跡が語る中通の歴史－弥生・古墳時代を中心に－」（1月31日 参加者35名）で講師として依頼された。

遺物の活用としては、柏崎市立博物館の特別展（7月26日～8月31日）に刈羽大平遺跡・庚申塚の経塚出土遺物、十日町市博物館の夏季特別展（8月12日～9月15日）に庚申塚の経塚・半田の塚群出土遺物を出展した。

その他、中学生・高校生の職業体験学習として、計4名を受け入れ、柏崎市遺跡考古館での整理業務や剣野沢遺跡での調査業務を1～2日間体験してもらっている。



第5図 第XVII期発掘調査等対象地点位置図 (原図：国土地理院「柏崎」1995年 1:50,000)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2月1月	2月	3月
試掘調査・確認調査					■ 剣野A道路					■ 椎谷・八方口地点					
本発掘調査						■ 取田道路				■ 南条道路					
立会調査													■ 椎谷地区 国内道路		
災害復旧事業以外									■ 城ノ坂道路		■ 板田道路	■	■ 椎谷地区		
災害復旧事業 (詳細は第1表参照)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

第6図 平成20年度柏崎市の発掘調査（現場作業）工程図

2) 試掘調査・確認調査地区の位置と環境

本書で報告する遺跡・地点は、剣野地区と椎谷地区である。まずは柏崎平野の地勢を概観し、各地区的概要を述べる。

柏崎平野の地形概観 柏崎市は新潟県のほぼ中央に位置し、行政区画上は中越地方に含まれる。面積は442.7km²である。柏崎平野は、鰐石川と鶴川を2大主要河川として形成された沖積平野を中心とし、この北部に鰐石川の支流の別山川沿いに形成された沖積地が広がる。周囲は東頸城丘陵に囲まれており、他の水系の平野から区分される。東頸城丘陵は、西から米山・黒姫山・八石山の刈羽三山を頂点に、鰐石川と鶴川により西部・中部・東部に分断される。東部の丘陵は褶曲構造が発達し、南西から北東方向の背斜軸に沿って西から西山丘陵・曾地丘陵・八石丘陵がそれぞれ南北に延び、吉井・西山・関原の油田・ガス田が点在し、近代石油産業とともに開発されていった。中部は、黒姫山を頂点に北へ向かって緩やかに高度を下げながら沖積地との境に中位段丘を形成し、その北側には湿地性の強い沖積平野が広がる。西部は、米山を頂点とした強い傾斜の山塊が海岸まで達するため、沿岸部に段丘による断崖を形成する。平野中央の沖積平野は日本海に面し、荒浜・柏崎砂丘がのびる。柏崎市街地はこの砂丘上に広がっている。

剣野地区 鶴川の下流域は、右岸は湿地性の強い沖積平野が広がっているに対し、剣野地区がある左岸は米山に連なる中位段丘がみられ、付近は「剣野山」とよばれている。昭和23年(1948)に結成された「柏崎先史考古学研究会」の活動により、戦後間もない時期から縄文遺跡の発見・調査がなされていた地域である〔関2002〕。分布する遺跡は「剣野山縄文遺跡群」と総称され、市文化財に指定された区城もある。また、段丘を浸食する大小の沢には、古代・中世の遺跡も分布している。近年では、国道8号バイパス事業に係り、剣野B遺跡・剣野沢遺跡などが発掘調査されており、大きな成果が得られている。

椎谷地区 西山丘陵の南西部では、觀音岬が日本海に三角形状に突き出ている。岬には砂岩・泥岩互層が露出しており、後期中新世の「椎谷層」はこれを模式とする〔大野1990〕。現集落は岬の南側で海側へ開いた沖積地にあり、南北の海岸線に並行する街道に沿った町屋の姿がみられる。それよりも1段高い丘陵裾部には椎谷陣屋跡(1715-1868 県指定文化財)や寺社があり、鎌塚田遺跡・角城遺跡が周知化されている。そして、丘陵上には觀音堂・角城跡・尾根には塚などが立地している。

註

- 1) 以下、復旧事業に関する事項・数値等については、平成20年12月26日までに把握した内容である。以後多くの災害復旧事業が実施されており、埋蔵文化財に関する協議・照会も行われている。
- 2) 柱状土壤改良工法とは、安定地盤に達する杭状の基礎(改良杭)を構築するものである。改良杭は、直徑約600mmの範囲で地下を搅拌してセメント材などを注入して構築する。1棟あたり40~80本ほど設置されることが多い。ベタ基礎工法とは、住宅の床下全面を掘削し、セメント等の基礎で覆うものである。
- 3) 16件のうち、19災道第103号一般道路長岡丸押線道路復旧工事(野崎遺跡)は、平成19年7月に着手されたため、7月通知の対象となる。施工中の12月に事業主体者と協議をし、新規掘削部分については、工事立会の実施となった。協議後に県教委へ連絡したところ、可能な限りの対応を求られたため、文化財保護法の通知は、7月通知にある終了後ではなく、この段階で提出されることとなった。19災道第86号国道352号道路災害復旧工事(二位殿遺跡)についても、施工中の20年6月に提出されることとなった。7月通知の対象となった事業の場合、文化財保護法第94条の通知は工事終了後に提出されるため、県教委からの取扱いに関する通知は省略される。しかし、この2件については、県教委からの通知が出されているので、市教委は事業主体者へこれを伝達している。
- 4) 工事立会にあたっては、近接区域で別件に係る千古作遺跡の発掘調査を実施していた財團法人新潟県埋蔵文化財調査事業団から多くのご協力を得た。
- 5) 電話線などの通信関係を網羅した図面の公開には多くの制限が伴うため、事業主体者から一括的に情報を得ることは困難であった。そのため、国・県・市へ提出された掘削申請書をもとに施工位置を調べた。
- 6) 博物館の三井田忠明館長によれば、アクリル製の土器台に固定され、アクリル製の棚板上に展示されていた土器は、比較的破損が少なかったという。アクリル同士の摩擦の大きさが地震による揺れをある程度制御したとみられる。

II 剣野A遺跡（第2次）

—県有地壳却計画に伴う第2次確認調査—

1 調査に至る経緯

剣野A遺跡は、柏崎市街中心部から南西方向に約2kmに位置し、市内大字剣野町字岩ノ原地内他に所在する。地形的には、鶴川下流域の左岸に形成された標高16m前後の中位段丘に立地する。この周囲は近年宅地化の波が激しく、現在、遺跡周知化範囲については総じて住宅地へと変化している。

当遺跡と剣野B～F遺跡の合計6遺跡を剣野山縄文遺跡群と総称しており、剣野山東側に位置する中位段丘とその周辺における南北約2kmの範囲内に、縄文時代中期から晩期を主体時期とする遺跡が密在している。本遺跡はその中でも最も古くから知られており、戦後もなくして山林を畑に開墾する際に発見されたといわれている。当初30,000m²を超える大規模な遺跡であったとされるが、昭和30年代に行われた広範囲におよぶ削平工事により、遺跡中心部を含む台地の大半が数m単位で削平され、壊滅的な破壊を受けてしまった。その後、昭和57年に遺跡の縁辺部で土取り工事が実施されることになった。しかし、その際には市教委により発掘調査が事前に実施されており、縄文時代中期前葉を主体とした土器や遺構が発見され、遺跡の主体時期等を明らかにする成果が得られている。調査地点は遺跡の東側斜面部に相当し、遺構の検出状況からも集落縁辺部に相当すると判断されている[品田ほか1987]。

また、遺跡が削平される以前、戦後まもなくして結成された「柏崎市史考古学研究会」のメンバーにより、調査が行われていたことは大きな成果として挙げられる。研究会のメンバーであった故・水地正吉氏による「剣野遺跡図」(第8図)によれば、剣野A遺跡は3地点に中心部をもつことが記されており、台地の中心部をA-1地点、東側斜面部をA-2地点、台地の北西部をA-3地点としている。この図によれば、今回の調査区はA-3地点を含むものとなるが、この地点では縄文土器と石錘が発見されている。近年の動向としては、台地の南東部が国道8号線柏崎バイパスの代替用地となり、平成10年に柏崎市教育委員会(以下、市教委)により確認調査(第1次)が実施されている[柏崎市教委1999]。調査結果としては、A-1地点を含む調査範囲内からは遺跡の痕跡は確認されず、過去の工事により既に遺跡が埋滅していることが確認されている。こうした状況から、現在の遺跡推定範囲は、A-1・A-2地点のみを含む約12,000m²へと縮小されており、今回の調査対象区はその隣接地に相当することとなる。

今回実施した確認調査は、直接開発事業に伴うものではなく、県有地壳却計画を受け用地壳却前に早期実施したものである。開発計画前の調査実施となった理由は、壳却後に遺跡調査等の付帯条件を残すことには避けたいという用地管理者側の判断によるものであり、壳却前に遺跡の所在確認を実施するよう市教委に依頼がなされた。このため、平成20年2月1日付け管第262号で、用地管理者・新潟県総務管理部長から遺跡所在確認の依頼が文書で提出された。市教委はこれを受け、平成20年2月14日付け教総第620号の2により、遺跡の有無や範囲等を把握するため、速やかに確認調査を実施する旨を返答した。その後、平成20年4月21日付け教総第523号により、文化財保護法第99条に基づく埋蔵文化財発掘調査の報告(調査開始時)を新潟県教育委員会に提出し、提出日の当日から確認調査を開始した。



第7図 剣野A遺跡第2次確認調査区位置図 (S = 1 : 5,000)

2 確認調査

1) 調査の方法と調査面積

確認調査は、平成20年4月21日から23日にかけ3日間で実施した。職員（学芸員）2名を中心とし、調査員7名で2班体制をとり調査を実施した。調査対象区は、旧新潟県立柏崎農業高等学校（現新潟県立柏崎総合高等学校 以下、県立総合高校）の実習地跡であり、本来起伏のある台地が削平され平坦となった土地である。調査対象範囲については、詳細な範囲を示す測量図面が用地管理者側で作成されていない段階のため、県立総合高校の事務担当者の協力を得て、事前に境界の確認作業を実施した。

第2次確認調査の調査対象区は、便宜的にA地区～D地区の4地区に分割した（第9図）。各地区的現況は、A地区が果樹園の跡地であり、果樹の切株が地表に点在している状況であった。B・C地区は概ね平坦な牧草地であるが、両区の境界に落差のある斜面が存在するため、2地区に分割したものである。一方、D地区は台地の西側縁辺となる斜面であり、現況は森林となっていた。

調査ではバックホー（0.45m³級）2台を使用し、任意の位置に試掘トレンチを発掘していった。平坦地では縄文時代における環状集落状の遺構分布を想定し、等高線に直行するようにトレンチを発掘した。一方、斜面が始まる沢頭付近では廃棄場を想定し、等高線に直行する方向にトレンチを発掘するよう意識した。斜面部に想定される廃棄場については、平坦地削平後であっても深部の残存する可能性は高いため、沢頭付近には可能な限りトレンチを設定した。トレンチ掘削後は、調査員により遺構確認と土層観察等を実施し、その後、更にトレンチの位置の測量や基本層序のレベルング等も実施した。試掘トレンチは、調

査終了後に逐次埋め戻し作業を行った。

調査面積は、発掘した合計34ヶ所のトレンチの総面積・約1,218m²となる。調査対象面積は約34,409m²であり、調査率は約3.5%となる。

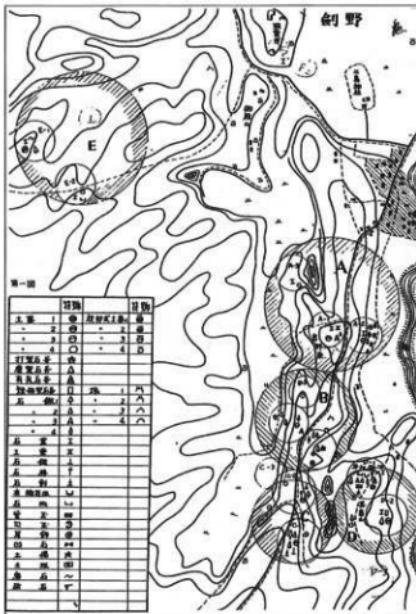
2) 調査の経過とトレンチの概要

A地区

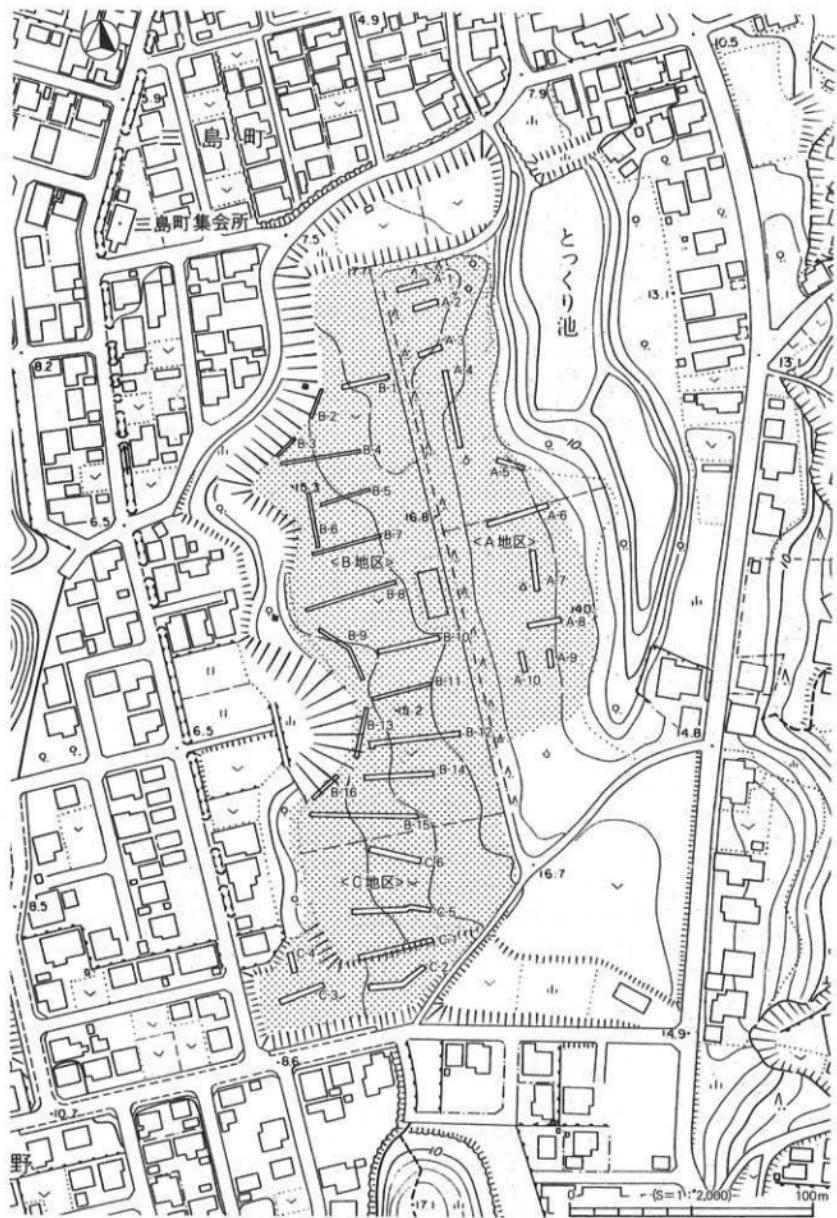
今回の調査対象区の東側部分となる。現況は果樹園跡であり、所々に柿の切株が点在していた。標高は概ね15~17mを測る。過去の削平により概ね平坦な地形であるが、遺跡推定範囲に最も近接する地点であることから、遺跡の片鱗が確認される可能性も考えられた。平成10年に実施した宅地造成に伴う第1次確認調査では、A地区の南側に相当する隣接地を調査している（第1次調査A地区）。地形的に沢地を含むことから、当初、土器捨て場の存在が想定された。調査結果としては、烟造成に係る地下の擾乱や盛土が地中深くまでみられ、遺跡の存在は確認されなかった【柏崎市教委1999】。A地区は、北側から試掘トレンチを発掘し、A-1トレンチ～A-10トレンチの計10ヶ所を発掘した。

初めに発掘したA-1トレンチは、当地区における北端に設定した。黒褐色土となる表土以下には、地山粘土混じりの盛土・整地層がみられ、深度約30cmで黄褐色を呈する粘土層が検出された。本層が当該地における地山であることを確認し、その上面を遺構確認面とした。本トレンチ内からは遺物・遺構とともに検出されなかった。地山の上層に自然堆積層が存在せず、平坦部が過去の造成工事により、周囲が大幅な掘削・整地されていたことを示すものであった。A-5・A-6・A-8トレンチは、平坦面の縁辺部にトレンチを設定し、造成の範囲と廃棄場の有無等を確認した。しかし、ここでも地山の上層に自然堆積層は確認できず、廃棄場の存在もみられなかった。結果的に、平坦部縁辺についても、造成工事により大きく開削が及んでいることが確認された。

他の試掘トレンチについてもほぼ同様の状況であり、概ね前回の確認調査の結果に一致するものであった。全てのトレンチにおいて、地山の上位に自然堆積層はみられないことから、地山よりも上層は既に大幅な掘削を受けているものととらえられた。また、烟造成時の暗渠埋設に伴う擾乱が所々にみられ、木根による不整形の擾乱も多くみられた。これらの状況も、第1次調査の状況と同様のものである。ただし、全体が平坦地であるためか、整地層の堆積があまり見られないことが第2次調査におけるA地区の特徴といえる。なお、A-5トレンチでは土坑状の円形プランがみられたが、覆土に締まりが無く外周にワラのような繊維が付着しており、近年の植樹に伴う痕跡等と考えられるものであった。



第8図 剣野遺跡図（水地正吉氏作図）



第9図 剣野A遺跡第2次確認調査トレンチ配置図

B 地区

A 地区の西側に道路を挟んで隣接する平坦地であり、今回の調査対象区では最も広いエリアとなる。現況は牧草地であり、標高は概ね14~17mである。牧草地とする際に台地が大きく削平されており、中央部に遺跡が残存する可能性は低いと想定された。しかしながら、台地縁辺部に集落の一部や廃棄場が残存する可能性もあったため、とくに縁辺部に試掘トレンチを集中させ調査を実施した。B-1~B-16の計16ヶ所にトレンチを発掘した。

B-1 トレンチはB地区のほぼ北端に設定した。等高線に直行するように細長く発掘し、台地上の整地の状況を把握することを主な調査目的とした。これより北側は残土集積場となっており、本トレンチで遺跡の兆候が確認された場合のみ集積場内でトレンチを発掘することとした。地表から深度20cmまでは整地層として盛土された暗灰色の砂が平均的な厚みで堆積していた。その下から黄褐色を呈する粘土層が確認された。炭化物等の混入物が無く、綿まりがある土質であることから、本層が地山土であると認定し、その上面を遺構確認面とすることとした。表土直下に地山土が堆積していることから、予想どおり台地全体を大きく削平していることが確認された。表土となる砂層は、地表に水捌けの良い砂を盛土して牧草地を造成するためのものと考えられる。

その後、同様に等高線に直行するような細長いトレンチをほぼ等間隔に入れていったが（B-4・B-5・B-7・B-8・B-10・B-12・B-14・B-15）、何れもB-1 トレンチと同様の状況を示すものばかりであり、遺物・遺構は確認されなかった。B-12 トレンチでは、焼土が詰まった不整形の土坑が検出された。しかし、表土からの掘り込みであり、覆土となる焼土にも綿まりが無いことから、現代の焚き火跡と判断されるものであった。

一方、B-2・B-3・B-6・B-9・B-13・B-16 トレンチ等では、等高線に平行する方向に長く発掘し、沢頭の土層堆積状況や廃棄場の有無を確認した。B-2 トレンチでは、深度約30cmで地山土を確認し、表土との間に自然堆積層はみられなかった。このことから、平坦部の縁辺となる沢頭においても既に削平を受けた状況が確認された。遺物・遺構は検出されなかった。当初、平坦部の縁辺から斜面にかけて廃棄場も想定されたが、遺物が混入する堆積土は何れのトレンチでも見られず、台地の縁辺にも大幅な削平が及んでいることが明確となった。

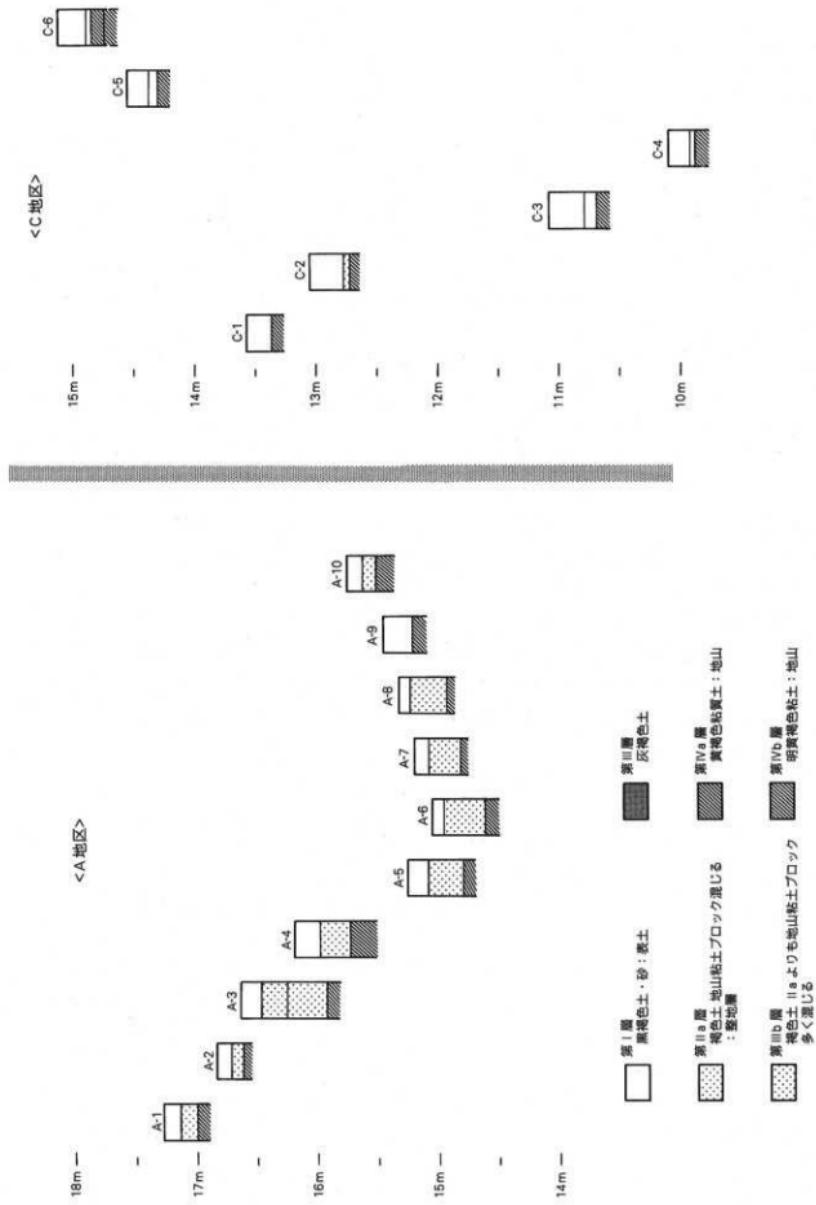
C 地区

B地区の南側に隣接し、A・B地区よりも下段にある（約10~14m）平坦地である。標高は約10~14mである。斜面も含まれるが、全体に大幅に掘削を受けて平坦に造成された地形であると考えられた。C-1~C-6の計6ヶ所にトレンチを発掘した。表土が砂地である地点と黒土である地点が混在してみられたが、それ以下の堆積状況は何れのトレンチでもほぼ同様のものであった。C-2~C-4 トレンチを設定した傾斜の少ないエリアは、調査対象範囲の中では最も標高が低く、台地の中央部を掘削した残土で盛土された可能性も考えられる箇所であった。しかしながら、発掘の結果、表土直下に地山が堆積しており、この周囲も盛土ではなく削平により造成されていることが明らかとなった。

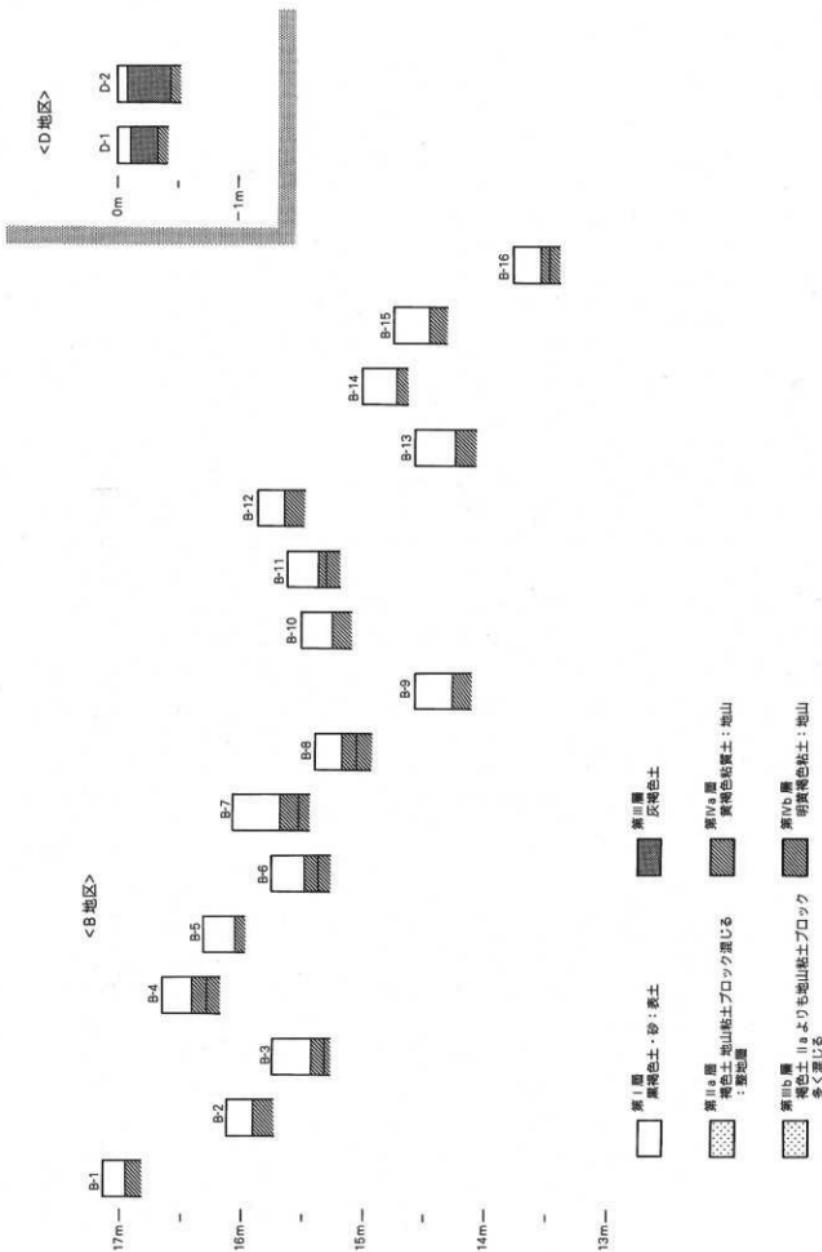
D 地区

平坦部となるA・B地区の調査結果から、台地の縁辺部の縁辺まで削平が及んでいることが確認されたため、斜面部での廃棄場の存在と堆積状況を確認すること目的に、D地区的調査を実施した。現況は森林のままであり重機での進入は不可能な場所であるため、調査員で人力によるトレンチ発掘を実施した。また、急斜面で樹木も生い茂ることから、進入可能な地点はかなり限られるものであった。このため、D

第10図 剣野A・遠野第2次確認調査基本層序柱状模式図 A・C地区 (S = 1 : 40)



第11図 刈野A・道跡B・D地区2次確認調査基本層序柱状模式図 B・D地区 (S=1:40)



— 1 · D — 2 トレンチの 2ヶ所のみを発掘するに留まった。

D—1 トレンチにおいて、表土の下層から台地の上からは確認できなかった自然堆積層（灰褐色土）がみられた。そして、深度30~40cmで台地上にもみられる地山土が確認できた。この状況から、斜面部においては、地形の改変がなされておらず、造成が及んでいない範囲と判断された。灰褐色土には炭化物が含まれていたが、粒子が細かく腐植物を起源とするものと判断されるものであった。また、掘削土や土層断面を丁寧に観察したが、縄文土器等の遺物は含まれていなかった。D—2 トレンチは、廃棄場が想定される沢地形の中にトレンチを設定することができた。想定どおりD—1 トレンチよりも自然堆積層が厚く堆積していたが、遺物の混入等はみられなかった。

その他、調査対象区西側において、堆積土が露出した斜面の数箇所で土層の様子を確認したが、遺物等を見つけることはできなかった。斜面においても廃棄場の存在を確認することはできず、結果として調査区全域で遺跡の痕跡を明らかにすることはできなかった。

3) 基本層序

確認調査対象範囲から検出された土層は概ね 4層に分類される。

第Ⅰ層は表土であり、畑地（果樹園）および山林では黒褐色土が、牧草地では暗灰色の砂が主体であった。砂層は牧草地の整地のため搬入されたものである。第Ⅱ層は褐色を呈する盛土・整地層であり、A・C区で確認された。粘性はあるが、締まりはやや弱い。10~30cm程度の厚さで堆積し、主に果樹園の造成のために盛土された土と考えられるものである。粘土質の地山土の混入が目立ち色調はまだらである。地山土の混入量等により色調に明暗があるため、色調の違いから上下 2層（Ⅱa層、Ⅱb層）に細分した。第Ⅲ層は灰褐色土である。削平された台地上にはみられないが、斜面部となるD地区には表土以下に20~40cm程度の厚さで自然堆積していた。腐植物を起源とする炭化物が少量含まれ、粘性はあるが締まりはやや弱い。第Ⅳ層は当該地周辺にみられる地山土である。混入物を含まず、粘性・締まりともにやや強い。本層は色調等の違いから 2層に細分した。上層となる第Ⅳa層は黄褐色粘質土であり、やや暗色を呈する。第Ⅳb層は明黄褐色を呈する明るい色調の粘土である。

3 調査のまとめ

今回実施した第2次確認調査では、遺物・遺構とともに発見されず、調査対象範囲内に遺跡が存在することは否定的と判断される内容であった。そして、南東側に隣接する第1次確認調査の調査範囲内でも遺跡の存在は確認されていない。これらのことから、台地の平坦部分はその全域において大幅に削平されており、縄文集落本体は今や現存していないことを裏付けることとなった。また、本来の地形を残す西側斜面部では、廃棄場の存在等を探ることができず、集落に伴う大規模な廃棄場は本来存在していなかったと考えられる。よって、過去に調査対象区範囲内に遺跡が存在したと仮定しても、現状ではそれすら確認できない状況にあるということが、この度の調査で明確となったのである。

一方、調査対象区の南東側、集落の東端・廃棄場と考えられる現遺跡周知化部分については、遺跡がある程度現存するものと考えられ、剣野A遺跡の完全なる煙滅はかろうじて免れている觀がある。剣野山縄文遺跡群の一角となる当遺跡を後世の地域住民に伝えていくため、今後も何らかの文化財保護に努めていく必要があろう。

III 椎谷・八方口地点

—一般国道352号椎谷地区トンネル建設工事に伴う試掘調査—

1 調査に至る経緯

椎谷・八方口地点は、新潟県柏崎市大字椎谷字八方口に所在する。平成17年に旧柏崎市・高柳町・西山町の3市町が合併して現在の柏崎市の市域となったが、椎谷地区は旧柏崎市の北端付近に位置する臨海地域である。近世には、椎谷藩の陣屋が構えられていた。椎谷陣屋跡が新潟県の史跡に指定されている他、埋蔵文化財では椎谷角城跡等、建築物では椎谷観音堂、閻魔堂等が所在している。

現在の椎谷岬には椎谷鼻燈台が築かれ、岬の南側には高浜漁港、そして椎谷集落が形成されている。椎谷岬は海岸から急峻に立ち上がる断崖状の地形を呈しているが、ここに一般国道352号が開通している。柏崎市街地から海岸沿いを通る道路であるが、水害等の災害によって斜面の崩壊が頻繁に発生しており、現道の維持管理が困難な状態が恒常化していた。

平成19年7月16日10時13分に発生した「平成19年（2007年）新潟県中越沖地震」は、柏崎市で震度6強を記録し、甚大な被害をもたらした。一般国道352号の椎谷岬付近においても、この地震の影響により斜面の大規模崩壊が発生し、通行不能な状態に陥った。過去にも災害によってたびたび通行止めとなっていたこともあり、今回の震災を契機に、抜本的な解決策を講じる必要が生じたのである。

地震発生直後から、道路管理者である新潟県柏崎地域振興局地域整備部（以下、「県振興局」という。）による検討が開始され、当該地にトンネルを新設して安全通行を図る方針となった。平成19年8月6日には、柏崎市教育委員会（以下、「市教委」という。）に対して埋蔵文化財の所在確認等がなされた。当初はトンネルの延長を極力短くし、工期及び費用を削減する方向性で検討がされており、現状の道路よりも最大500m程度東側にトンネルを掘削する計画であった。しかし、その道路法線案では、鎌塚田遺跡や角城遺跡へ影響を及ぼす可能性があり、県振興局と市教委で継続的に協議を行いながら対応することとした。

その後、県振興局が市教委や地元関係者等との協議を重ねた結果、当初案よりも道路法線を大幅に西へ移動し、現道の最大約50m東側にトンネルを建設する計画へと変更された。平成20年2月8日に道路法線の最終案が決定した旨が県振興局から市教委へ伝えられ、同年2月26日に平面図及び断面図が提示された。トンネルは全長886m、幅員9.5mの計画で、図面上の検討では、周知の埋蔵文化財への影響は低いと判断されたが、早急に現地確認を実施した上で回答を行うこととした。

市教委は、翌日の2月27日に現地確認を実施した。トンネル内は基本的に埋蔵文化財への影響は生じず、目視による確認も不可能なため、現地確認の対象外とした。また、トンネルの北側で道路を新設する計画の地点については、図面による確認により埋蔵文化財が立地する可能性が低いと判断されたため、同様に現地確認の対象外とした。したがって、現地確認はトンネル南側に建設予定の道路新設部分を対象としたものである。

現地確認対象地は周知の埋蔵文化財からは離れた地点であり、地形的連続性も認められなかった。しかし、椎谷陣屋跡に隣接する丘陵に相当し、同時期の関連遺跡等が存在する可能性も捨て切れないものであつ

た。また、既に過去の開発行為等により、5~10m程度の段切りがなされていたが、その開発行為等を行った時期は不明であり、近世以前になされたものか否かの見極めが困難な状況であった。これらのことから、当該地の用地買収及び民家の立退き等が終了した時点で試掘調査を実施し、遺跡の有無等を把握する必要があると判断された。

当該事業の進捗状況に合わせ、平成20年8月27日に県振興局と市教委で現地協議を行い、9月中旬頃に試掘調査を実施する方針で調整を行った。その後、試掘調査の実施日を同年9月11日に決定して準備を進め、平成20年9月11日付け教総第601号により、文化財保護法第99条第1項の規定に基づく埋蔵文化財发掘調査の報告書を提出し、今回の試掘調査に着手した。

2 試掘調査

1) 調査の経過と概要

今回の試掘調査対象地は、トンネルの南側入り口付近に相当し、現状は宅地（更地）となっている。平成20年9月11日の1日間で実施し、調査担当及び調査員の計3名で実施した。調査対象面積は約580m²で、任意に設定した試掘坑を重機（バックホー）により掘削し、遺構・遺物の有無等を把握する方法で実施した。試掘坑は5ヵ所を発掘し、合計で調査対象地の約12.4%に相当する約72m²の調査を行った。

調査対象地内の東端から試掘坑の掘削を開始し、調査を行った順にTP-1~TP-5の番号を付した。TP-1は今回の試掘調査における最初の掘削であったため、当該地点の土層に留意しながら、慎重に掘削を行っていった。現地表面から約10cmの深度で、過去の開発行為等による盛土層（第Ⅱ層）が検出された。今回の試掘調査には、当該地の段切りを行った時期を把握する目的もあったことから、土層観察しながら掘削を続けたが、現地表面から約38cmの深度において地山層（第Ⅳ層）が検出された。遺構・遺物ともに皆無であり、盛土層の時期等を示す痕跡も認められなかったが、土層の様相等からは近現代に大規模な開削工事を受けていると考えられた。

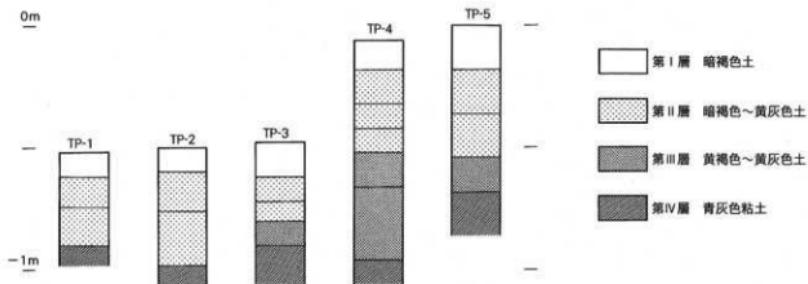
TP-2はTP-1の西側に設定した。現地表面から約10cmの深度から盛土層（第Ⅱ層）が検出され、約48cmの深度で地山層（第Ⅳ層）が確認された。TP-1と比較すると盛土層（第Ⅱ層）の堆積がやや厚いものの、土層の様相等は近似しており、遺構・遺物等も認められなかった。

TP-3からは、現地表面から約14cmの深度で、盛土層（第Ⅱ層）が検出された。しかし、盛土層（第Ⅱ層）の直下は地山層（第Ⅳ層）ではなく、堆積層（第Ⅲ層）の遺存が認められた。過去の開発行為等の際の削平が、部分的に地山層（第Ⅳ層）まで及ぶことのなかった地点であると考えられる。盛土層（第Ⅱ層）は約18cm、堆積層（第Ⅲ層）は約10cmの厚さが認められ、次いで地山層（第Ⅳ層）が検出された。TP-1~2と比較しても、堆積層（第Ⅲ層）の堆積が認められる以外には、土層等の様相差はほとんどなく、遺構・遺物等も認められない状況であった。

TP-4はTP-3の西側に設置した。この地点はTP-1~3を設定した地点よりも、現況の宅盤が一段高い区画となっており、約40~45cmの比高となっている。現地表面から約12cmの深度から盛土層（第Ⅱ層）が検出され、約34cmの厚さが認められた。その下位からは堆積層（第Ⅲ層）が検出され、約44cmの厚さが確認された。したがって、地山層（第Ⅳ層）は現地表面から約90cmの深度で検出されたのであるが、宅盤の比高差を考慮すると、TP-1~3とほぼ同一の標高に堆積している。遺構・遺物等は認められず、遺跡の存在する可能性は否定的と判断された。



第12図 椎谷・八方口地点試掘調査試掘坑配置図



第13図 椎谷・八方口地点試掘調査基本層序柱状模式図 (S = 1 : 20)

TP-5もTP-4と同じ宅盤に設定し、掘削を行った。現地表面から約18cmの深度から盛土層(第Ⅱ層)が検出され、深度約54cmから堆積層(第Ⅲ層)が検出された。地山層(第Ⅳ層)は現地表面から約68cmの深度で検出され、TP-4と比較すると約28cm高い標高に堆積していることが把握された。この地点においては、旧地形が若干高かったことを示していると考えられる。遺構・遺物等は皆無であり、遺跡を示す痕跡は認められなかった。

2) 基本層序

今回の試掘調査で観察された基本層序は、第Ⅰ層～第Ⅳ層に大別できる。

第Ⅰ層は現表土層で、暗褐色土である。第Ⅱ層は暗褐色～黄灰色を呈する盛土層で、色調や包含物の相違等により第Ⅱ a層～第Ⅱ d層に細別できる。第Ⅱ a層は暗褐色砂質土、第Ⅱ b層は黄褐色土、第Ⅱ c層は黄灰色土、第Ⅱ d層は黄灰色土である。第Ⅲ層は黄褐色～黄灰色を呈する堆積土で、第Ⅲ a層～第Ⅲ b層に細別可能である。第Ⅲ a層は灰黄色土、第Ⅲ b層は黄灰色土である。第Ⅳ層は青灰色粘土の地山層で、今回の試掘調査における遺構確認面とした。

3 調査のまとめ

今回の試掘調査では、遺構・遺物ともに確認されず、遺跡の存在を示す痕跡は認められなかった。また、土層の堆積状況の観察等により、調査対象地周辺の過去の開発行為等による地形の改変(段切り)は、近現代に至ってから大幅な開削を行って平坦にしたものであると考えられる。これらのことから、今回の試掘調査対象地において、新たな遺跡の存在する可能性は極めて低いと判断される。また、この結果により、少なくとも今回の調査原因となったトンネル北側の工事計画地でも、遺跡の存在する可能性が極めて低いと類推することができる。埋蔵文化財については未周知であり、遺跡が存在する可能性も否定的であることから、当該土木工事等に係る文化財保護法の手続き等は必要でないと判断された。

しかし、椎谷地区の歴史的経緯から、今回の試掘調査対象地周辺に近世以前の未周知遺跡が所在する可能性は高い。椎谷陣屋跡の周辺がどの程度まで開発されていたか等については、今回の試掘調査では不明のままであり、今後に期するところが大きい結果となった。

IV 総括

平成20年度における柏崎市の埋蔵文化財保護業務は、本発掘調査（2件3遺跡）と試掘・確認調査（2件）を実施した。これらの件数は、近年としては少なく、景気の動向と関連し来年度以降も少ないことが予想されている。

中越沖地震関連 ところで、本年度業務の特徴は、平成19年7月16日に発生した中越沖地震に関連し、平成19年度後半以降において震災の復旧・復興関連業務が多くを占めたことである。具体的には、ライフライン関連や住宅再建等に伴う土木工事への対応と、被災した遺物の修復である。特に前者とした災害復旧・復興事業に伴う事業が膨大となり、これと関連する周知の遺跡の掌握、また個々の協議および取扱い判断など、事務量も著しい状況となった。しかし、逼迫した復旧事業への対応として、特別の部署の設置や増員といった行政側の対処は迅速であるが、これらに付随する業務、特に埋蔵文化財保護行政への考慮は特にならない。

また、ライフラインの確保や被災家屋再建への対応などは急務であり、被災した住民への救援・支援など行政的配慮は重要事項である。このため、周知の遺跡への対応も、序説で述べたような特例的取扱いを講じつつ埋蔵文化財保護との整合が図られたわけであり、結果的に工事立会の件数も突出することとなつた。しかし、被災者と復旧事業を担当する行政部署との折衝は、被災した市民の心情や多数の復旧事業に忙殺される事業担当者との調整に微妙な関係が生じたことも事実である。

文化財の保護は、法律や条文ではなく、まずは周辺住民や市民の文化財を大切に思う心、気持ちから始まる。しかし、大規模な非日常的突発的事態が生じたとき、この前提の維持が困難となり得る場面が想定される。被災者や復旧事業関係者は、震災直後から眼前の復旧・復興を急務とし、心身とも疲弊しながら日々を過ごし、業務を遂行する人がいる。今回の中越沖地震に直面した経験からすれば、埋蔵文化財の保護にあたっては、ハード面だけではなく、ソフト面でも心情的に納得し得る対応策を検討し、日常的に心掛けておく必要を感じた次第である。

椎谷・八方口地点 本年度における本事業の対象は、前述のごとく2件である。このうち、第Ⅲ章でまとめた椎谷・八方口地点は、震災による大規模崩落により不通となった一般国道352号のルート変更に伴う試掘調査である。震災に関連して実施した試掘・確認調査は、平成20年度末現在、本件が唯一であり、かつ調査結果も遺構・遺物がなく、遺跡の存在が認められなかったことから、埋蔵文化財の保護および事業計画に影響を与えるものに至らなかった。また、立会いに關しても、野崎遺跡において、遺物が出土した事例があったが、そのほかでは遺跡への影響がほとんどない結果が得られており、震災に関連した遺跡の被害は、概して少ない結果に落ちているとするとが想定される。

剣野A遺跡 上記以外で実施した確認調査は、剣野A遺跡における第2次調査である。本遺跡は、昭和57年3月の本発掘調査を含め都合3回目となつたが、本文第Ⅱ章の記述のとおり、遺跡本体のほとんどが壊滅したと言うこれまでの理解を証明するものとなつた。この結果、東側斜面に存在すると言われる土器捨て場を除き、遺構の存在やその配置など、縄文集落の実態を知る術をほとんど失つたことになる。その発端は、埋蔵文化財の保護が十分になされていなかつた時代における土取りであったとしても、ひとつの

縄文集落が、歴史への記録を残さず、ほとんどその姿を見ることなく消滅してしまったことは事実である。この事実があったと言う事実そのものは、柏崎市域における埋蔵文化財保護の歴史に刻まれた悲劇であり、今回の調査結果をその戒めと解釈したい。

おわりに 試掘や確認調査は、「周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備そのほかその周知の徹底を図るための必要な処置」(法第95条)のひとつとして、遺跡の範囲や時期、あるいはその性格などの内容を把握するため実施される。調査の結果、本発掘調査が実施されれば、試掘や確認調査で得られた情報より膨大なデータが集積され、遺跡の実態が明らかとなる。しかし、本発掘調査が保護処置等により未実施となったり、対象外となって立会や慎重工事の取扱いがなされれば、調査の結果が公表される場面は極めて限定され、あるいは行政事務的な文書の中に埋没してしまい、保存期間が過ぎれば廃棄もあり得ることになる。柏崎市内遺跡発掘調査事業は、各種開発行為に伴う試掘や確認調査を実施するとともに、本書としてその記録を公刊するものである。試掘調査地点に遺跡があった場合、その地点は遺跡として周知化され、その調査データは遺跡を知る上での物証として価値を得ることは当然である。しかし、遺構・遺物が皆無であったとしても、あるいは僅少等で本発掘調査の対象となり得なかった場合でも、その調査データもやはり無とはならないのである。

遺跡が立地する可能性があることによって試掘することがある。しかし、やはりなかったとしたなら、保護行政としての業務は、大半がそこで終える。しかし、なぜ遺跡の形成に至らなかったのか、なぜ今確認できなかったのか、などと言った検証の必要性は、考古学的な観点だけではなく、次回試掘地点の選定など、埋文行政の実務においても有益となるはずである。

本書で報告した2件は、ひとつはかつて遺跡があったところ、そしてもうひとつは、可能性を秘めていた。しかし、結果はともに、遺構・遺物を確認できなかった。結果は同じであっても、調査に至る経緯も互いの意味もまったく異なるものである。これらの成果は、調査方法やその視点も含め、今後における検証のデータともなる。本書の活用は、記載された結果だけではなく、様々な意味で活用されることを期待したい。

《引用・参考文献》

- 宇佐美篤美・寺崎裕助 1987「剣野B遺跡」柏崎市史編さん委員会編『柏崎市史資料集』考古篇1考古資料（図・拓本・説明） 柏崎市史編さん室
- 大野隆一郎 1990「米山の土台の地層—グリーンタフ変動—」柏崎市史編さん委員会編『柏崎市史』上巻 柏崎市史編さん室
- 柏崎市教育委員会 1999「柏崎市の遺跡Ⅷ」（柏崎市埋蔵文化財調査報告書第31集）
- 柏崎市教育委員会 2008「柏崎市の遺跡XⅥ」（柏崎市埋蔵文化財調査報告書第54集）
- 品田高志 1987「野崎遺跡」柏崎市史編さん委員会編『柏崎市史資料集』考古篇1考古資料（図・拓本・説明） 柏崎市史編さん室
- 品田高志・鈴木俊成 1987「剣野A遺跡」柏崎市史編さん委員会編『柏崎市史資料集』考古篇1考古資料（図・拓本・説明） 柏崎市史編さん室
- 関 雅之 2002「柏崎先史考古学研究会」の結成と動向について『越佐補遺些』第7号 越佐補遺些の会
- 西山町教育委員会 1994「新潟県刈羽郡西山町野崎遺跡発掘調査報告書」（西山町文化財調査報告書第4集）

I 野崎遺跡 1

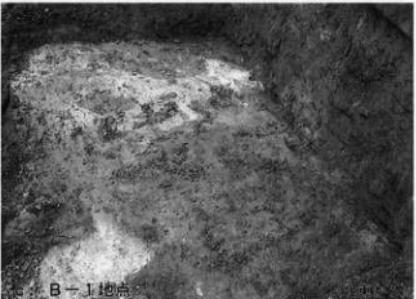


（a）野崎遺跡（B 地区）近景

（北東から）



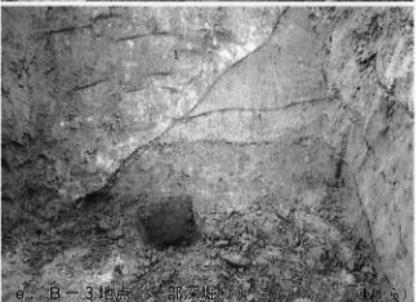
（b）土壌の状況（B-1 地点附近）



（b）B-1 地点

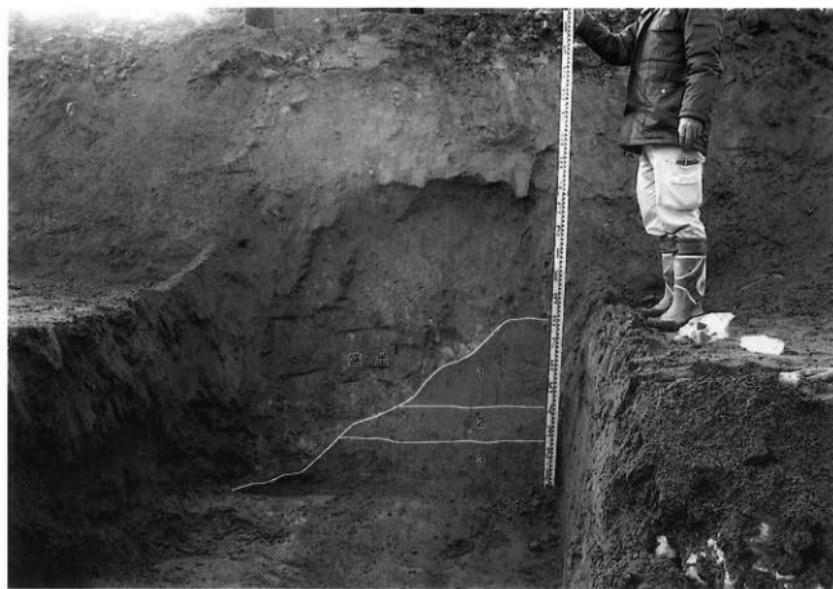


（c）B-2 地点



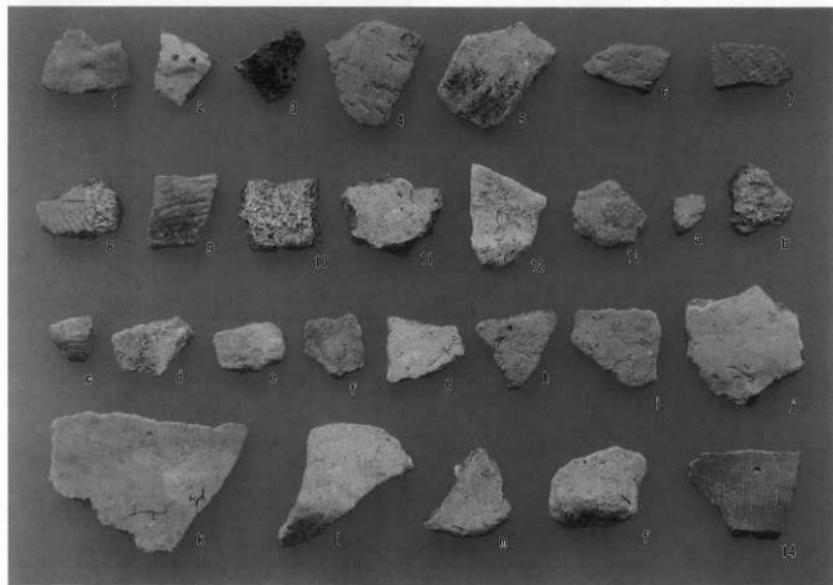
（d）B-3 地点（一部深掘）

I 野崎遺跡 2



a. B-3地点土層断面

(東から)



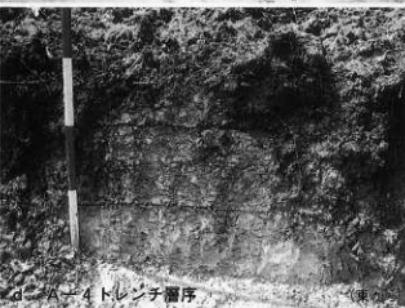
b. 出土遺物 (14以外: B-3地点 14: C地区)

[約1:3]

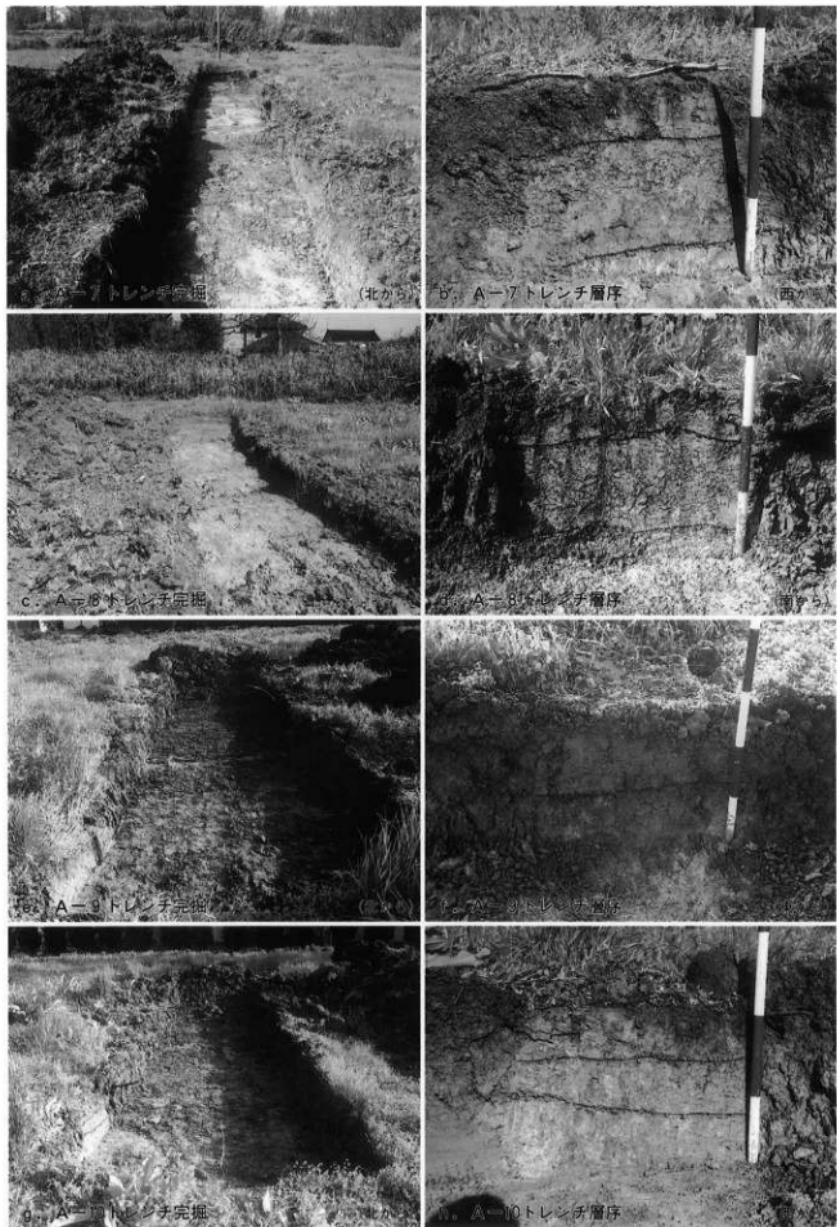
II 剣野 A 遺跡 (第 2 次) 1



II 剣野A遺跡（第2次） 2



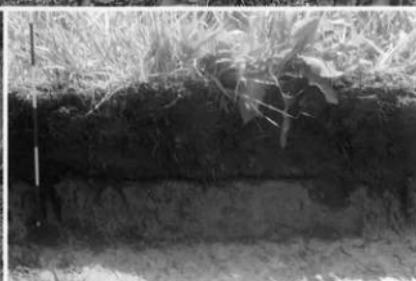
II 剣野A遺跡（第2次）3



II 剣野A遺跡（第2次） 4



b. B-1 トレンチ完掘



c. B-1 トレンチ層序

(北から)



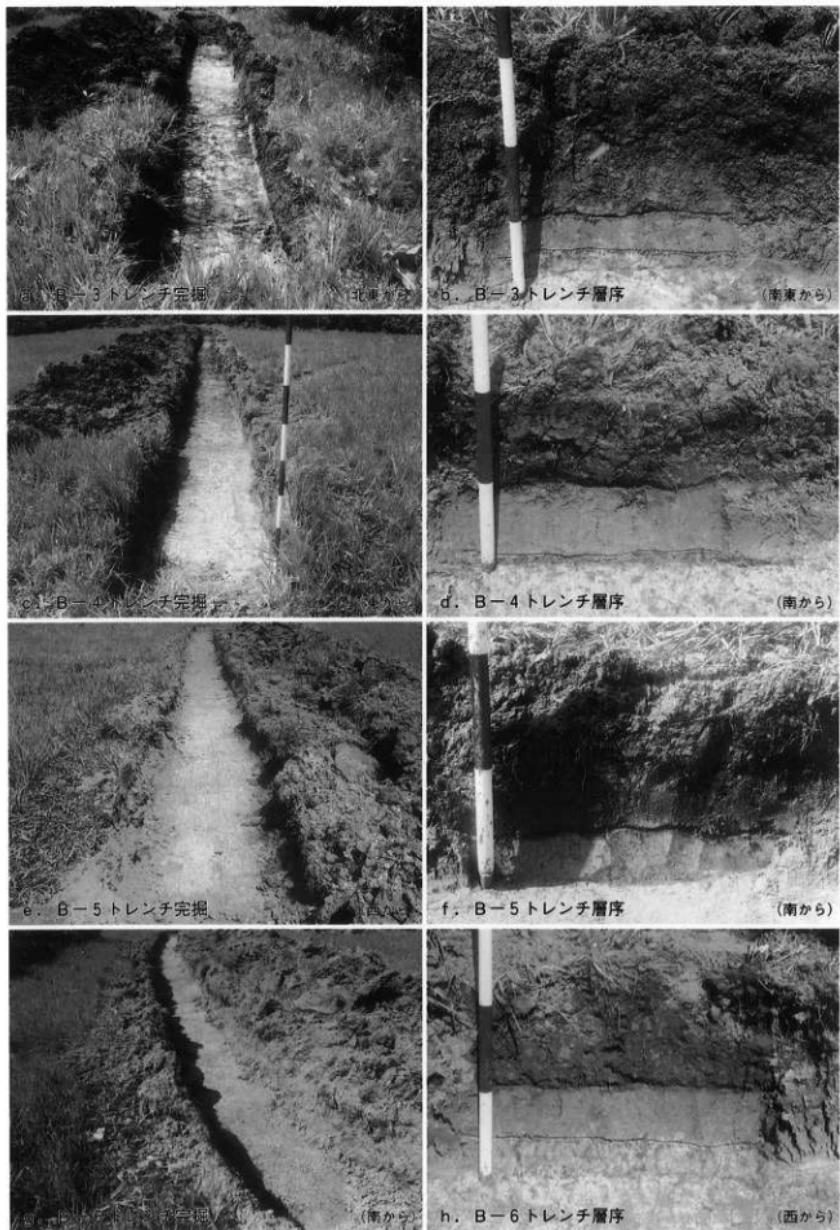
d. B-2 トレンチ完掘



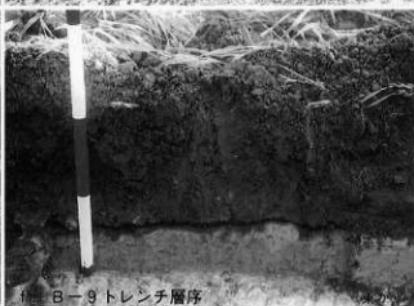
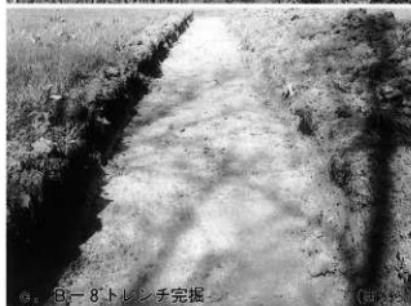
e. B-2 トレンチ層序

(東から)

II 剣野A遺跡（第2次）5



II 剣野A遺跡（第2次） 6



II 剣野A遺跡（第2次）7



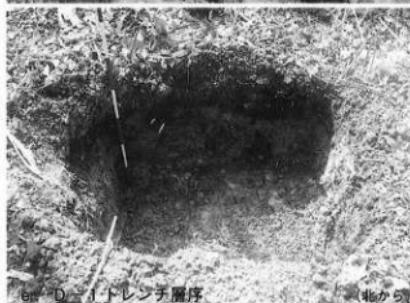
II 剣野A遺跡（第2次） 8



II 剣野A遺跡（第2次）9



II 剣野A遺跡（第2次） 10

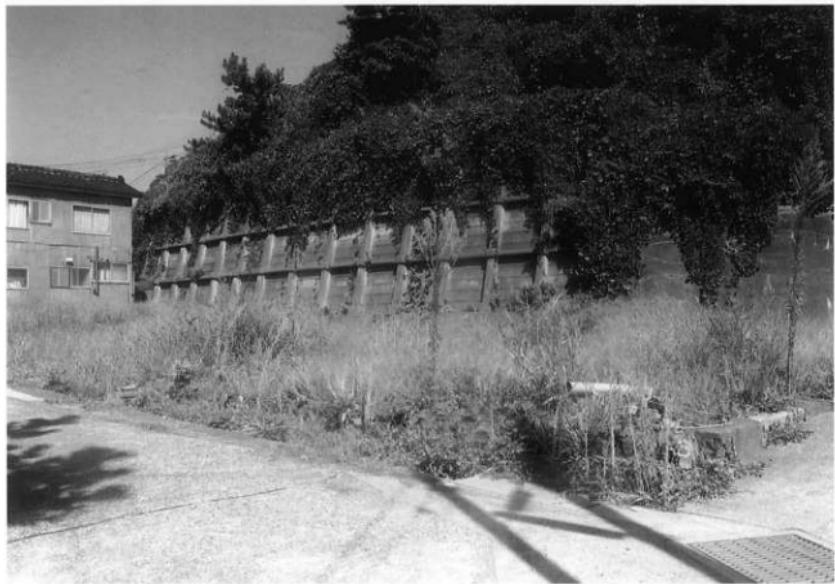


III 椎谷・八方口地点 1



a. 調査区遠景

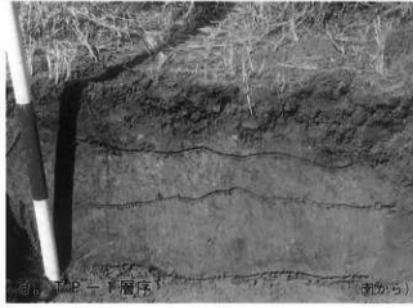
(西から)



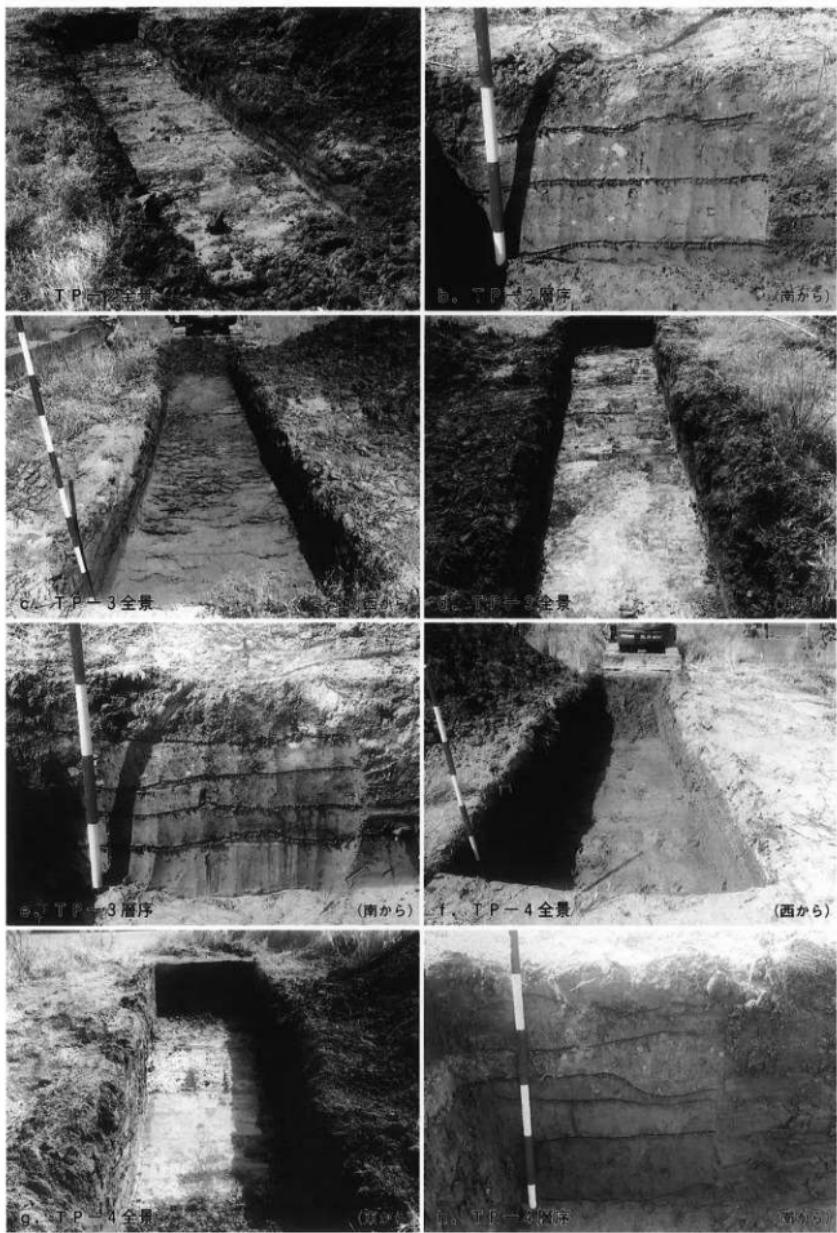
b. 調査区近景

(西から)

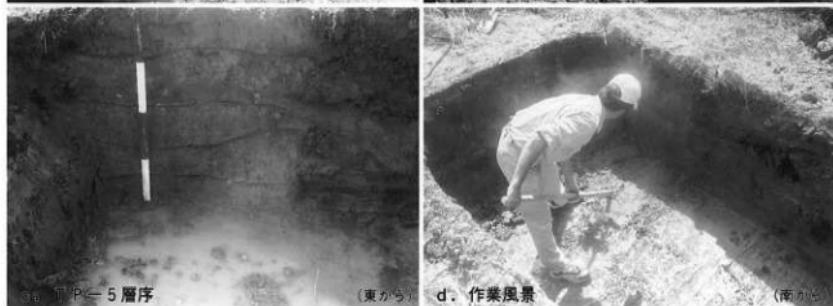
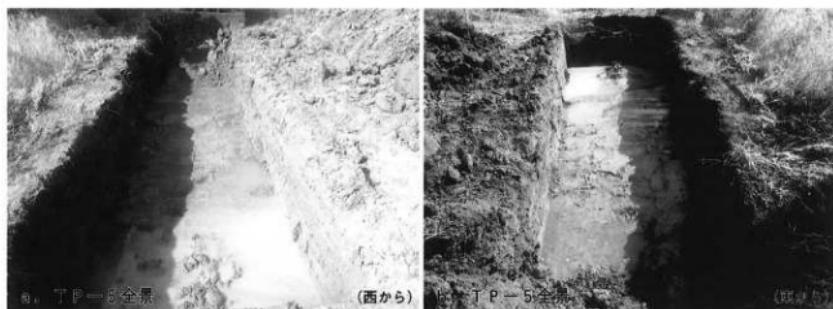
III 椎谷・八方口地点 2



III 椎谷・八方口地点 3



III 椎谷・八方口地点 4



報告書抄録

ふりがな	かしわざきしのいせきじゅうはち							
書名	柏崎市の遺跡ⅩⅨ							
副書名	新潟県柏崎市内遺跡第ⅩⅨ期発掘調査報告書							
卷次								
シリーズ名	柏崎市埋蔵文化財調査報告書							
シリーズ番号	第57集							
編著者名	品田高志・中野純・伊藤啓雄・平吹靖・石橋夏樹							
編集機関	柏崎市教育委員会 教育総務課 遺跡考古館(柏崎市遺跡考古館)							
発行者	柏崎市教育委員会							
所在地	〒949-8511 新潟県柏崎市中央町5-50 TEL(0257)23-5111							
発行年月日	西暦2009年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 度	東経 度	調査期間 西暦年月日	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡 番号					
剣野A遺跡 (第2次)	新潟県柏崎市 剣野字若ノ原他	15205	17	37度 21分 04秒	138度 32分 54秒	20080421 ～ 20080423	1,218	県有地売却
権谷・八方口 各地	新潟県柏崎市 権谷字八方口他	15205		37度 28分 45秒	138度 37分 08秒	20080911	72	国道建設
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
剣野A遺跡(第2次)								
権谷・八方口地点								

※ 緯度・経度は世界測地系に基づく。

柏崎市埋蔵文化財調査報告書第57集

柏崎市の遺跡 XⅧ

— 柏崎市内遺跡第XⅧ期発掘調査報告書 —

平成21年3月25日 印刷

平成21年3月31日 発行

発 行 柏崎市教育委員会
〒945-8511 新潟県柏崎市中央町5-50

印 刷 株式会社 柏崎インサツ